

武蔵野市手数料徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

改正前			
別表（第2条関係）			
番 号	事 務	名 称	金 額
1	（略）		
2	地方税法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）及び地図（公図）の	固定資産課税台帳等閲覧手数料	1人300円 1回につき （固定資産課税台帳にあっては簿冊1冊をもって1回、地図にあっては1葉をもって1回とする。）

改正後			
別表（第2条関係）			
番号	事務	名称	金額
1	(略)		
2	地方税法第382条の2に規定する固定資産課税台帳 (同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)及び地図(公図)の	固定資産課税台帳等閲覧等手数料	1人 300円 1回 につき き (地図は、1葉をもって1回とする。)

字句の改正

閲覧（
同法第
382条
の4に
規定す
る固定
資産課
税台帳
に住所
に代わ
る事項
の記載
をした
ものの
閲覧を
含む。）

3 から29まで （略）

30	建築基 準法（ 昭和25 年法律 第201 号）第 6条第 4項（ 同法第 87条第 1項に おいて	建築（ 物の 建築に 関する 確認申 請手 数料	当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）である建築主事が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「特定建築基準適合審査」
----	---	--	--

	<u>閲覧及び写しの交付</u> （同法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの<u>閲覧及び写しの交付</u>を含む。）		字句の追加
3 から29まで （略）			
30	建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項（手数料） 同法第87条第1項において	建築物の建築に関する確認申請料	当該建築物に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（申請に係る計画に建築基準法第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）である建築主事が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3の規定による特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査又は建築物の計画（建築基準
			字句の追加
			字句の改正
			字句の改正

準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の建築等に関する確認(当該建築物を建築する場合(31の項に掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除く。)に限る。)の申請に対する審査	という。)をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、33の2の項に掲げる額の手数料を、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、34の項又は35の項に掲げる額の手数料を加えた額)		
	30平方メートル以内のもの	1 件につき 5,600円	
	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1 件につき 9,400円	
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1 件につき 14,000円	
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1 件につき 19,000円	
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のものから50,000平方メートルを超えるものまで (略)		
31から37まで (略)			
38	建築基準法第	建築物の	当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額(申請に係る計画に建

準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の建築等に関する確認(当該建築物を建築する場合(31の項に掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除く。)に限る。)の申請に対する審査	法第20条第1項第4号に掲げる建築物に係るもののうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。)が特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査(以下これらを「特定建築基準適合審査」という。)をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、33の2の項に掲げる額の手数料を、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、34の項又は35の項に掲げる額の手数料を加えた額)		
	30平方メートル以内のもの	1 件につき 6,900円	字句の改正
	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1 件につき 13,000円	字句の改正
	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1 件につき 21,000円	字句の改正
	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1 件につき 25,000円	字句の改正
	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のものから50,000平方メートルを超えるものまで (略)		
31から37まで (略)			
38	建築基準法	建築物の	当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額(申請に係る計画に建

7 条 第 4 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 に 関 す る 完 了 検 査 (当 該 建 築 物 を 建 築 し た 場 合 (42 の 項 に 掲 げ る 場 合 及 び 同 一 敷 地 内 に お い て 移 転 し た 場 合 を 除 く 。) に 限 る 。) の 申 請 に 対 す る 審 査	建 築 基 準 法 第 87 条 の 4 に 規 定 す る 昇 降 機 に 関 係 す る 部 分 が 含 ま れ る 場 合 に お い て は 、 当 該 昇 降 機 1 基 に つ い て 40 の 項 又 は 44 の 項 に 掲 げ る 額 の 手 数 料 を 加 え た 額)	
	30 平 方 メ ー ト ル 以 内 の 1 件	<u>11,000 円</u>
	もの	に つ
	き	
	30 平 方 メ ー ト ル を 超 1 件	<u>12,000 円</u>
	え、100 平 方 メ ー ト ル に つ	
	以 内 の も の	き
	100 平 方 メ ー ト ル を 超 1 件	<u>16,000 円</u>
	え、200 平 方 メ ー ト ル に つ	
	以 内 の も の	き
	200 平 方 メ ー ト ル を 超 1 件	<u>23,000 円</u>
	え、500 平 方 メ ー ト ル に つ	
	以 内 の も の	き
	500 平 方 メ ー ト ル を 超 え、1,000 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の か ら 50,000 平 方 メ ー ト ル を 超 え る も の ま で (略)	
39 から 41 ま で (略)		
42	建 築 基 準 法 第 7 条 第 4 項 の 規 定 に	中 間 検 査 を 受 け た 建 築
	当 該 建 築 に 係 る 部 分 の 床 面 積 の 合 計 に 応 じ、次 に 掲 げ る 額 (申 請 に 係 る 計 画 に 建 築 基 準 法 第 87 条 の 4 に 規 定 す る 昇 降 機 に 係 る 部 分 が 含 ま れ る 場 合 に お い て は、当 該 昇 降 機 1 基 に つ い て、40 の 項 又 は 44 の	

7 条 第 4 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 に 関 す る 完 了 検 査 (当 該 建 築 物 を 建 築 し た 場 合 (42 の 項 に 掲 げ る 場 合 及 び 同 一 敷 地 内 に お い て 移 転 し た 場 合 を 除 く 。) に 限 る 。) の 申 請 に 対 す る 審 査	建 築	築基準法第87条の4に規定する昇降機に	字句の改正				
	に 関	係る部分が含まれる場合においては、当		字句の改正			
	す る	該昇降機1基について40の項又は44の項			字句の改正		
	完 了	に掲げる額の手数料を加えた額)				字句の改正	
	検 査	30平方メートル以内の 1 件 <u>15,000円</u>					字句の改正
	申 請	もの につ					
手 数	き	字句の改正					
料	30平方メートルを超 1 件 <u>17,000円</u>		字句の改正				
	え、100平方メートル につ			字句の改正			
	以内のもの き				字句の改正		
	100平方メートルを超 1 件 <u>25,000円</u>					字句の改正	
	え、200平方メートル につ						字句の改正
	以内のもの き	字句の改正					
	200平方メートルを超 1 件 <u>31,000円</u>		字句の改正				
	え、500平方メートル につ			字句の改正			
	以内のもの き				字句の改正		
	500平方メートルを超え、1,000平方メー					字句の改正	
	トル以内のものから50,000平方メートル						字句の改正
	を超えるものまで (略)	字句の改正					
39から41まで (略)			字句の改正				
42	建 築 基 準 法 第 7 条 第 4 項 の 規 定 に			中 間 検 査 を 受 け た 建 築			
				当該建築に係る部分の床面積の合計に応	字句の改正		
				じ、次に掲げる額 (申請に係る計画に建		字句の改正	
				築基準法第87条の4に規定する昇降機に			字句の改正
		係る部分が含まれる場合においては、当		字句の改正			
		該昇降機1基について、40の項又は44の	字句の改正				

基づく建築物に関する完了検査（当該建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）に係るものに限る。）の申請（当該申請が同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである	物の建築に関する完了検査申請手数料	項に掲げる額の手数料を加えた額)
	建築物の建築に関する完了検査申請手数料	30平方メートル以内のものにつき 1件 9,900円
	建築物の建築に関する完了検査申請手数料	30平方メートルを超え、100平方メートル以内のものにつき 1件 11,000円
	建築物の建築に関する完了検査申請手数料	100平方メートルを超え、200平方メートル以内のものにつき 1件 15,000円
	建築物の建築に関する完了検査申請手数料	200平方メートルを超え、500平方メートル以内のものにつき 1件 21,000円
	建築物の建築に関する完了検査申請手数料	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のものから50,000平方メートルを超えるものまで（略）

基づく建築物に関する完了検査（当該建築物を建築した場合（同一敷地内において移転した場合を除く。）に係るものに限る。）の申請（当該申請が同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである	物の項に掲げる額の手数料を加えた額)			
	建築物建築	30平方メートル以内の 1 件	<u>12,000円</u>	字句の改正
	に関する	もの	につ	
	完了する		き	
	検査（完了	30平方メートルを超 1 件	<u>16,000円</u>	字句の改正
	当該建築物を建築し	検査え、100平方メートル	につ	
た場合	申請以内のもの	き		
（同一敷地内において移転した場合を除く。）に係るものに限る。）の申請（当該申請が同法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである	手数料	100平方メートルを超 1 件	<u>23,000円</u>	字句の改正
		え、200平方メートル	につ	
		以内のもの	き	
		200平方メートルを超 1 件	<u>29,000円</u>	字句の改正
		え、500平方メートル	につ	
		以内のもの	き	
		500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のものから50,000平方メートルを超えるものまで（略）		

場合に 限る。 43の項 及び44 の項に おいて 同 じ。) に対す る審査		
43から48まで (略)		
48 の 2	建築基準法第18条第3項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の建築等に関する計画(当該建築物を建築する場合	建築物の建築に関する計画通知手数料 当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額(通知に係る計画に建築基準法第18条第5項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、48の6の項に掲げる額の手数料を、同法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額)
		30平方メートル以内のもの 1 件 5,600円 につ き
		30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1 件 9,400円 につ き
		100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 1 件 14,000円 につ き
		200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 1 件 19,000円 につ

	場 合 に 限 る。 43 の 項 及 び 44 の 項 に お い て 同 じ。) に 対 す る 審 査				
43から48まで (略)					
48 の 2	建 築 基 準 法 第 18 条 第 3 項 (に 同 法 第 87 条 第 1 項 に お い て 準 用 す る 場 合 を 含 む。) の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 の 建 築 等 に 関 す る 計 画 (当 該 建 築 物 を 建 築 す る 場 合	建 築 物 の 建 築 に 関 す る 計 画 通 知 手 数 料	当 該 建 築 に 係 る 部 分 の 床 面 積 の 合 計 に 応 じ、次 に 掲 げ る 額 (通 知 に 係 る 計 画 に 建 築 基 準 法 第 18 条 第 5 項 た だ し 書 の 規 定 に 基 づ き、特 定 建 築 基 準 適 合 判 定 資 格 者 で あ る 建 築 主 事 が、特 定 建 築 基 準 適 合 審 査 を す る 部 分 が 含 ま れ る 場 合 に お い て は、 当 該 部 分 ご と に、48 の 6 の 項 に 掲 げ る 額 の 手 数 料 を、同 法 第 87 条 の 4 に 規 定 す る 昇 降 機 に 係 る 部 分 が 含 ま れ る 場 合 に お い て は、当 該 昇 降 機 1 基 に つ い て、48 の 7 の 項 又 は 48 の 8 の 項 に 掲 げ る 額 の 手 数 料 を 加 え た 額)		
			30 平 方 メ ー ト ル 以 内 の 1 件 も の	6,900 円	字 句 の 改 正
			に つ き		
			30 平 方 メ ー ト ル を 超 1 件 え、100 平 方 メ ー ト ル に つ 以 内 の も の	13,000 円	字 句 の 改 正
			き		
			100 平 方 メ ー ト ル を 超 1 件 え、200 平 方 メ ー ト ル に つ 以 内 の も の	21,000 円	字 句 の 改 正
			き		
			200 平 方 メ ー ト ル を 超 1 件 え、500 平 方 メ ー ト ル に つ	25,000 円	字 句 の 改 正

	(48の3の項に掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除く。)に限る。)の通知に対する審査		以内のもの き 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のものから50,000平方メートルを超えるものまで (略)
48の3から48の10まで (略)			
48の11	建築基準法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する工事完了(当該建築物を建築した場合(48の15の項	建築物の建築に関する工事完了通知料	当該建築物に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額(通知に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、48の13の項又は48の17の項に掲げる額の手数料を加えた額) 30平方メートル以内のもの 1 件 11,000円 き 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 1 件 12,000円 き 100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 1 件 16,000円 き

			(48の3の項に掲げる場合及び同一敷地内において移転する場合を除く。)に限る。)の通知に対する審査	以内のもの	き	
				500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のものから50,000平方メートルを超えるものまで (略)		
48の3から48の10まで (略)						
48の11	建築基準法第18条第21項の規定に基づく建築物に関する工事完了(当該建築物を建築した場合(48の15の項	建築物の建築に関する工事完了通知手数料	当該建築物に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額(通知に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、48の13の項又は48の17の項に掲げる額の手数料を加えた額)	30平方メートル以内のもの	1件につき	15,000円
				30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	1件につき	17,000円
				100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	1件につき	25,000円

字句の改正

字句の改正

字句の改正

字句の改正

字句の改正

字句の改正

	に 掲 げ る 場 合 及 び 同 一 敷 地 内 に お い て 移 転 し た 場 合 を 除 く。) に 限 る。) の 通 知 に 対 す る 審 査	200平方メートルを超 1 件 <u>23,000円</u> え、500平方メートル に つ 以内のもの き
		500平方メートルを超え、1,000平方メー トル以内のものから50,000平方メートル を超えるものまで (略)
48の12から48の14まで (略)		
48 の 15	建 築 基 準 法 第 18 条 第 21 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 に 関 す る 工 事 完 了 (工 事 完 了) 当 該 建 築 物 を 建 築 し た 場 合 (同 一 敷 地 内 に お い て 移 転	中 間 検 査 を 受 け た 建 築 物 の 建 築 に 関 す る 工 事 完 了 通 知 手 数 料
		当 該 建 築 に 係 る 部 分 の 床 面 積 の 合 計 に 応 じ、次 に 掲 げ る 額 (通 知 に 係 る 計 画 に 建 築 基 準 法 第 87 条 の 4 に 規 定 す る 昇 降 機 に 係 る 部 分 が 含 ま れ る 場 合 に お い て は、当 該 昇 降 機 1 基 に つ い て、48 の 13 の 項 又 は 48 の 17 の 項 に 掲 げ る 額 の 手 数 料 を 加 え た 額)
		30平方メートル以内の 1 件 <u>9,900円</u> もの に つ き
		30平方メートルを超 1 件 <u>11,000円</u> え、100平方メートル に つ 以内のもの き
		100平方メートルを超 1 件 <u>15,000円</u> え、200平方メートル に つ 以内のもの き
	200平方メートルを超 1 件 <u>21,000円</u> え、500平方メートル に つ	

に 掲 げ る 場 合 及 び 同 一 敷 地 内 に お い て 移 転 し た 場 合 を 除 く。) に 限 る。) の 通 知 に 対 す る 審 査			200平方メートルを超 1 件 <u>31,000円</u> え、500平方メートル に つ 以内のもの き	字句の改正
			500平方メートルを超え、1,000平方メー トル以内のものから50,000平方メートル を超えるものまで (略)	
48の12から48の14まで (略)				
48 の 15	建 築 基 準 法 第 18 条 第 21 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 に 関 す る 工 事 完 了 (当 該 建 築 物 を 建 築 し た 場 合 (同 一 敷 地 内 に お い て 移	中 間 検 査 を 受 け た 建 築 物 の 建 築 に 関 す る 工 事 完 了 通 知 手 数 料	当 該 建 築 に 係 る 部 分 の 床 面 積 の 合 計 に 応 じ、次に掲げる額 (通知に係る計画に建 築基準法第87条の4に規定する昇降機に 係る部分が含まれる場合においては、当 該昇降機1基について、48の13の項又は 48の17の項に掲げる額の手数料を加えた 額)	字句の改正 字句の改正 字句の改正 字句の改正
			30平方メートル以内の 1 件 <u>12,000円</u> もの に つ き	
			30平方メートルを超 1 件 <u>16,000円</u> え、100平方メートル に つ 以内のもの き	
			100平方メートルを超 1 件 <u>23,000円</u> え、200平方メートル に つ 以内のもの き	
			200平方メートルを超 1 件 <u>29,000円</u> え、500平方メートル に つ	

した場 合を除 く。)に 係る ものに 限 る。)の 通知 (当該 通知が 同法第 7条の 3第1 項の特 定工程 に係る 建築物 につい てされ るもの である 場合に 限る。 48の16 の項及 び48の 17の項 におい て同 じ。)に 対す る審査	以内のもの き 500平方メートルを超え、1,000平方メー トル以内のものから50,000平方メートル を超えるものまで (略)
48の16から93まで (略)	
94 都市の低炭	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次

した場 合を除 く。)に 係る ものに 限 る。)の 通知 (当該 通知が 同法第 7条の 3第1 項の特 定工程 に係る 建築物 につい てされ るもの である 場合に 限る。 48の16 の項及 び48の 17の項 におい て同 じ。)に 対す る審査	以内のもの き 500平方メートルを超え、1,000平方メー トル以内のものから50,000平方メートル を超えるものまで (略)
48の16から93まで (略)	
94 都市の低炭	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次

低炭素
化の促
進に関
する法
律（平
成24年
法律第
84号）
第54条
第1項
の規定
に基づ
く低炭
素建築
物新築
等計画
の認定
の申請
に対す
る審査

素建
築物
新築
等計
画の
認定
申請
手数料

に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について48の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに33の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）

- (1) 申請に併せて市長が指定する者（95の項において「適合性確認機関」という。）が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査

建築物新築等計画の認定申請手数料

に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について48の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに33の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）。この場合において、住戸の数が1である複合建築物（住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この項、95の項、99の項から102の項まで及び104の項において同じ。）と非住宅部分（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この項、95の項、99の項から102の項まで及び104の項において同じ。）とを含む建築物をいう。以下この項、95の項、99の項から102の項まで及び104の項において同じ。）の住宅部分の手数料の額は、(1)ア又は(2)アに掲げる額とする。

(1) 申請に併せて市長が指定する者（95の項において「適合性確認機関」という。）が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

後段の追加

	ア 一戸建て住宅（ 人の居住以外の用 途に供する部分を 有しないものに限 る。<u>以下同じ。</u>）	1 件 に つ き	<u>4,700円</u>
	イ <u>共同住宅等（共 同住宅、長屋その 他一戸建て住宅以 外の住宅をいう。 以下この項及び95 の項において同 じ。）</u> <u>(7) 住戸の部分（ 人の居住の用途 に供する部分に 限る。以下この 項及び95の項に おいて同じ。）</u> A 建築物の総 戸数が1戸の もの	1 件 に つ き	<u>4,700円</u>
	B 建築物の総 戸数が2戸以 上5戸以下の もの	1 件 に つ き	<u>9,400円</u>
	C 建築物の総 戸数が6戸以 上10戸以下の もの	1 件 に つ き	<u>16,000円</u>

	ア 一戸建て住宅 （人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。<u>以下この項、95の項、98の2の項から102の項まで及び104の項において同じ。</u>） イ <u>ア以外の建築物</u>	1 件 につ き	<u>5,800円</u>	字句の改正 字句の改正 字句の改正
	(7) <u>住宅部分</u> A <u>当該部分の</u> <u>床面積の合計</u> <u>が300平方メ</u> <u>ートル未満の</u> <u>もの</u> B <u>当該部分の</u> <u>床面積の合計</u> <u>が300平方メ</u> <u>ートル以上</u> <u>2,000平方メ</u> <u>ートル未満の</u> <u>もの</u> C <u>当該部分の</u> <u>床面積の合計</u> <u>が2,000平方</u> <u>メートル以上</u>	1 件 につ き 1 件 につ き 1 件 につ き	<u>11,300円</u> <u>23,800円</u> <u>52,800円</u>	(7)の改正

D	建築物の総 戸数が11戸以 上25戸以下の もの	1 件 に つ き	27,000円
---	-----------------------------------	-----------------	---------

E	建築物の総 戸数が26戸以 上50戸以下の もの	1 件 に つ き	45,000円
---	-----------------------------------	-----------------	---------

F	建築物の総 戸数が51戸以 上100戸以下 のもの	1 件 に つ き	82,000円
---	------------------------------------	-----------------	---------

G	建築物の総 戸数が101戸 以上200戸以 下のもの	1 件 に つ き	131,000円
---	-------------------------------------	-----------------	----------

H	建築物の総 戸数が201戸 以上300戸以 下のもの	1 件 に つ き	170,000円
---	-------------------------------------	-----------------	----------

I	建築物の総 戸数が301戸 以上のもの	1 件 に つ き	185,000円
---	---------------------------	-----------------	----------

(イ) 共用部分（住
宅の用途に供す
る共用廊下、共
用階段その他共
用部分をいう。
以下この項及び
95の項において
同じ。）

A	当該部分の 床面積の合計 が300平方メ	1 件 に つ き	9,300円
---	----------------------------	-----------------	--------

				5,000平方メートル未満のもの			
				D 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1 件につき	94,700円	
				E 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1 件につき	119,000円	
				F 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1 件につき	148,000円	
			(イ) 非住宅部分				字句の改正
				A 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	1 件につき	11,300円	字句の改正 字句の改正

				メートル以内の もの		
			B	当該部分の 床面積の合計 が <u>300平方メ</u> <u>ートルを超え</u> <u>1,000平方メ</u> <u>ートル以内</u> のもの	1 件 に つ き	<u>16,000円</u>
			C	当該部分の 床面積の合計 が <u>1,000平方</u> <u>メートルを超</u> <u>え2,000平方</u> <u>メートル以内</u> のもの	1 件 に つ き	<u>26,000円</u>
			D	当該部分の 床面積の合計 が <u>2,000平方</u> <u>メートルを超</u> <u>え5,000平方</u> <u>メートル以内</u> のもの	1 件 に つ き	<u>80,000円</u>
			E	当該部分の 床面積の合計 が <u>5,000平方</u> <u>メートルを超</u> <u>え10,000平方</u> <u>メートル以内</u> のもの	1 件 に つ き	<u>126,000円</u>
			F	当該部分の 床面積の合計 が <u>10,000平方</u> <u>メートルを超</u>	1 件 に つ き	<u>160,000円</u>

				<u>一トル未満の</u> もの			
			B	当該部分の	1 件	<u>19,500円</u>	字句の改正
				床面積の合計	に つ		
				が <u>300 平方メ</u>	き		字句の改正
				<u>一トル以上</u>			
				<u>1,000 平方メ</u>			
				<u>一トル未満の</u> もの			
			C	当該部分の	1 件	<u>31,600円</u>	字句の改正
				床面積の合計	に つ		
				が <u>1,000 平方</u>	き		字句の改正
				<u>メートル以上</u>			
				<u>2,000 平方メ</u>			
				<u>一トル未満の</u> もの			
			D	当該部分の	1 件	<u>94,300円</u>	字句の改正
				床面積の合計	に つ		
				が <u>2,000 平方</u>	き		字句の改正
				<u>メートル以上</u>			
				<u>5,000 平方メ</u>			
				<u>一トル未満の</u> もの			
			E	当該部分の	1 件	<u>149,000円</u>	字句の改正
				床面積の合計	に つ		
				が <u>5,000 平方</u>	き		字句の改正
				<u>メートル以上</u>			
				<u>10,000 平方メ</u>			
				<u>一トル未満の</u> もの			
			F	当該部分の	1 件	<u>188,000円</u>	字句の改正
				床面積の合計	に つ		
				が <u>10,000 平方</u>	き		字句の改正
				<u>メートル以上</u>			

[illegible]

[illegible]

D 当該部分の 1 件 80,000円

床面積の合計に
つ
が2,000平方
き
メートルを
超
え5,000平方
メートル以
内
のもの

E 当該部分の 1 件 126,000円

床面積の合計に
つ
が5,000平方
き
メートルを
超
え10,000平方
メートル以
内
のもの

F 当該部分の 1 件 160,000円

床面積の合計に
つ
が10,000平方
き
メートルを
超
え25,000平方
メートル以
内
のもの

G 当該部分の 1 件 200,000円

床面積の合計に
つ
が25,000平方
き
メートルを
超
えるもの

ウ ア及びイ以外の
建築物

(ア) 建築物の延べ 1 件 9,300円

面積が300平方
メートル以
内の
もの

(イ) 建築物の延べ 1 件 16,000円

面積が300平方
に

[illegible]

			メートルを超え	き	
			1,000平方メー		
			トル以内のもの		
		(ウ)	建築物の延べ	1 件	26,000円
			面積が1,000平	に つ	
			方メートルを超	き	
			え2,000平方メ		
			ートル以内のも		
			の		
		(エ)	建築物の延べ	1 件	80,000円
			面積が2,000平	に つ	
			方メートルを超	き	
			え5,000平方メ		
			ートル以内のも		
			の		
		(オ)	建築物の延べ	1 件	126,000円
			面積が5,000平	に つ	
			方メートルを超	き	
			え10,000平方メ		
			ートル以内のも		
			の		
		(カ)	建築物の延べ	1 件	160,000円
			面積が10,000平	に つ	
			方メートルを超	き	
			え25,000平方メ		
			ートル以内のも		
			の		
		(キ)	建築物の延べ	1 件	200,000円
			面積が25,000平	に つ	
			方メートルを超	き	
			えるもの		
	(2)	(1)以外の場合			
	ア	一戸建て住宅			
		(7) 誘導仕様基準	1 件		21,000円

	(2) (1)以外の場合	
	ア 一戸建て住宅	
	<u>(7) 誘導仕様基準</u>	(7)の改正

				<u>(住宅部分の外</u> <u>壁、窓等を通し</u> <u>ての熱の損失の</u> <u>防止に関する誘</u> <u>導基準及び一次</u> <u>エネルギー消費</u> <u>量に関する誘導</u> <u>基準（令和４年</u> <u>国土交通省告示</u> <u>第1106号）をい</u> <u>う。以下この</u> <u>項、95の項、</u> <u>101の項、102の</u> <u>項及び103の項</u> <u>において同</u> <u>じ。）による場</u> <u>合</u>	<u>に</u> <u>つ</u> <u>き</u>	
			<u>(イ) 誘導仕様基準</u> <u>以外による場合</u>	<u>1 件</u> <u>に</u> <u>つ</u> <u>き</u>	<u>35,000円</u>	

				<u>(住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和４年国土交通省告示第1106号）をいう。以下この項、95の項、98の２の項から102の項まで及び104の項において同じ。）による場合</u>		
			A 当該住宅の	1 件	20,700円	
			床面積の合計	に つ		
			が200平方メ	き		
			ートル未満の			
			もの			
			B 当該住宅の	1 件	22,200円	
			床面積の合計	に つ		
			が200平方メ	き		
			ートル以上の			
			もの			
			(イ) 仕様・計算併			(イ)の改正
			用法（住宅部分			
			の省令第1条第			
			1項第2号イ(1)			
			の外皮平均熱貫			
			流率及び冷房期			
			の平均日射熱取			

[illegible]

	<u>得率（以下この項及び99の項において「外皮性能」という。）を誘導仕様基準により評価し、住宅部分の省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量（以下この項及び99の項において「一次エネルギー消費量」という。）を省令第10条第2号ロ(1)の基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を省令第10条第2号イ(1)の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を誘導仕様基準により評価する方法をいう。</u> <u>以下この項、95の項、101の項及び102の項において同じ。）</u> <u>による場合</u>		
A	<u>当該住宅の</u>	<u>1 件</u>	<u>30,100円</u>

イ 共同住宅等

(ア) 住戸の部分

A 誘導仕様基準による場合

	床面積の合計	に つ	
	が200メート	き	
	ル未満のもの		
B	当該住宅の	1 件	33,200円
	床面積の合計	に つ	
	が200平方メ	き	
	ートル以上の		
	もの		
(ウ)	標準計算法（ 省令第10条第2 号イ(1)及び同号 ロ(1)の基準によ り評価する方法 をいう。以下こ の項、95の項、 101の項及び102 の項において同 じ。）による場 合		(ウ)の追加
A	当該住宅の	1 件	40,200円
	床面積の合計	に つ	
	が200平方メ	き	
	ートル未満の		
	もの		
B	当該住宅の	1 件	44,900円
	床面積の合計	に つ	
	が200平方メ	き	
	ートル以上の		
	もの		
イ	ア以外の建築物		字句の改正
(7)	住宅部分		字句の改正
A	誘導仕様基 準による場合		

	(A) 建築物の 総戸数が1 戸のもの	1 件 に つ き	<u>21,000円</u>
	(B) 建築物の 総戸数が2 戸以上5戸 以下のもの	1 件 に つ き	<u>39,000円</u>
	(C) 建築物の 総戸数が6 戸以上10戸 以下のもの	1 件 に つ き	<u>56,000円</u>
	(D) 建築物の 総戸数が11 戸以上25戸 以下のもの	1 件 に つ き	<u>80,000円</u>
	(E) 建築物の 総戸数が26 戸以上50戸 以下のもの	1 件 に つ き	<u>120,000円</u>
	(F) 建築物の 総戸数が51	1 件 に つ	<u>182,000円</u>

				(A) 当該部分 の床面積の 合計が300 平方メート ル未満のも の	1 件 に つ き	<u>38,700円</u>	字句の改正
				(B) 当該部分 の床面積の 合計が300 平方メート ル 以 上 2,000 平方 メートル未 満のもの	1 件 に つ き	<u>66,900円</u>	字句の改正
				(C) 当該部分 の床面積の 合 計 が 2,000 平方 メートル以 上 5,000 平 方メートル 未満のもの	1 件 に つ き	<u>120,000円</u>	字句の改正
				(D) 当該部分 の床面積の 合 計 が 5,000 平方 メートル以 上のもの	1 件 に つ き	<u>183,000円</u>	字句の改正
							(E)の削除
							(F)の削除

				戸以上100	き	
				戸以下の		
				の		
			(G)	建築物の	1 件	261,000円
				総戸数が	につ	
				101戸以上	き	
				200戸以下		
				のもの		
			(H)	建築物の	1 件	340,000円
				総戸数が	につ	
				201戸以上	き	
				300戸以下		
				のもの		
			(I)	建築物の	1 件	390,000円
				総戸数が	につ	
				301戸以上	き	
				のもの		
		B	誘導仕様基			
			準以外による			
			場合			
			(A)	建築物の	1 件	35,000円
				総戸数が1	につ	
				戸のもの	き	
			(B)	建築物の	1 件	69,000円
				総戸数が2	につ	
				戸以上5戸	き	
				以下のもの		

		(G)の削除
		(H)の削除
		(I)の削除
B 仕様・計算 併用法による 場合		字句の改正
(A) 当該部分 の床面積の 合計が300 平方メート ル未満のも の	1 件 につ き	59,800円
(B) 当該部分 の床面積の 合計が300 平方メート ル以上 2,000平方 メートル未 満のもの	1 件 につ き	100,000円
		字句の改正

				(C) <u>建築物の</u>	1 件	<u>97,000円</u>
				<u>総戸数が6</u>	に つ	
				<u>戸以上10戸</u>	き	
				<u>以下のもの</u>		
				(D) <u>建築物の</u>	1 件	<u>137,000円</u>
				<u>総戸数が11</u>	に つ	
				<u>戸以上25戸</u>	き	
				<u>以下のもの</u>		
				(E) <u>建築物の</u>	1 件	<u>197,000円</u>
				<u>総戸数が26</u>	に つ	
				<u>戸以上50戸</u>	き	
				<u>以下のもの</u>		
				(F) <u>建築物の</u>	1 件	<u>283,000円</u>
				<u>総戸数が51</u>	に つ	
				<u>戸以上100</u>	き	
				<u>戸以下のも</u>		
				<u>の</u>		
				(G) <u>建築物の</u>	1 件	<u>385,000円</u>
				<u>総戸数が</u>	に つ	
				<u>101戸以上</u>	き	
				<u>200戸以下</u>		

				(C) 当該部分 の床面積の 合 計 が 2,000 平方 メートル以 上 5,000 平 方メートル 未満のもの	1 件 に つ き	<u>175,000円</u>	字句の改正
				(D) 当該部分 の床面積の 合 計 が 5,000 平方 メートル以 上 10,000 平 方メートル 未満のもの	1 件 に つ き	<u>256,000円</u>	字句の改正
				(E) 当該部分 の床面積の 合 計 が 10,000 平方 メートル以 上 25,000 平 方メートル 未満のもの	1 件 に つ き	<u>304,000円</u>	字句の改正
				(F) 当該部分 の床面積の 合 計 が 25,000 平方 メートル以 上のもの	1 件 に つ き	<u>354,000円</u>	字句の改正 (G)の削除

				<u>のもの</u>		
				(H) <u>建築物の</u>	<u>1 件</u>	<u>508,000円</u>
				<u>総戸数が</u>	<u>につ</u>	
				<u>201戸以上</u>	<u>き</u>	
				<u>300戸以下</u>		
				<u>のもの</u>		
				(I) <u>建築物の</u>	<u>1 件</u>	<u>600,000円</u>
				<u>総戸数が</u>	<u>につ</u>	
				<u>301戸以上</u>	<u>き</u>	
				<u>のもの</u>		

		(H)の削除
		(I)の削除
C 標準計算法 による場合		C の追加
(A) 当該部分 の床面積の 合計が 300 平方メート ル未満のも の	1 件 に つ き	81,000円
(B) 当該部分 の床面積の 合計が 300 平方メート ル 以 上 2,000 平 方 メートル未 満のもの	1 件 に つ き	135,000円
(C) 当該部分 の床面積の 合 計 が 2,000 平 方 メートル以 上 5,000 平 方メートル 未満のもの	1 件 に つ き	229,000円

(イ) 共用部分

A 当該部分の	1 件	109,000円
床面積の合計	に つ	
が300平方メ	き	
ートル以内の		
もの		
B 当該部分の	1 件	138,000円
床面積の合計	に つ	
が300平方メ	き	
ートルを超え		
1,000平方メ		
ートル以内の		

(D) 当該部分	1 件	329,000円
の床面積の	に つ	
合 計 が	き	
5,000 平方		
メートル以		
上10,000平		
方メートル		
未満のもの		
(E) 当該部分	1 件	390,000円
の床面積の	に つ	
合 計 が	き	
10,000平方		
メートル以		
上25,000平		
方メートル		
未満のもの		
(F) 当該部分	1 件	449,000円
の床面積の	に つ	
合 計 が	き	
25,000平方		
メートル以		
上のもの		
(イ) 非住宅部分		(イ)の改正
A モデル建物		
法（一次エネ		
ルギー消費量		
の算出に用い		
るべき標準的		
な建築物及び		
省令第10条第		
1号イ(1)の屋		
内周囲空間の		
年間熱負荷（		
以下この項に		

				<u>もの</u>		
				C 当該部分の	1 件	<u>180,000円</u>
				床面積の合計	に つ	
				が1,000平方	き	
				メートルを超		
				え2,000平方		
				メートル以内		
				<u>のもの</u>		
				D 当該部分の	1 件	<u>280,000円</u>
				床面積の合計	に つ	
				が2,000平方	き	
				メートルを超		
				え5,000平方		
				メートル以内		
				<u>のもの</u>		
				E 当該部分の	1 件	<u>359,000円</u>
				床面積の合計	に つ	
				が5,000平方	き	
				メートルを超		
				え10,000平方		
				メートル以内		
				<u>のもの</u>		
				F 当該部分の	1 件	<u>429,000円</u>
				床面積の合計	に つ	
				が10,000平方	き	
				メートルを超		
				え25,000平方		
				メートル以内		
				<u>のもの</u>		
				G 当該部分の	1 件	<u>500,000円</u>
				床面積の合計	に つ	
				が25,000平方	き	
				メートルを超		
				<u>えるもの</u>		

				<u>において「屋内</u> <u>周囲空間の年</u> <u>間熱負荷」と</u> <u>いう。）の算</u> <u>出に用いるべ</u> <u>きものとして</u> <u>国土交通大臣</u> <u>が定める建築</u> <u>物を用いて評</u> <u>価する方法を</u> <u>いう。95の</u> <u>項、101の項</u> <u>及び102の項</u> <u>において同</u> <u>じ。）による</u> <u>場合</u>		
			<u>(A) 当該部分</u>	<u>1 件</u> <u>の床面積の</u> <u>合計が300</u> <u>平方メート</u> <u>ル未満のも</u> <u>の</u>	<u>129,000円</u>	
			<u>(B) 当該部分</u>	<u>1 件</u> <u>の床面積の</u> <u>合計が300</u> <u>平方メート</u> <u>ル 以 上</u> <u>1,000 平方</u> <u>メートル未</u> <u>満のもの</u>	<u>129,000円</u>	
			<u>(C) 当該部分</u>	<u>1 件</u> <u>の床面積の</u> <u>合 計 が</u> <u>1,000平方</u>	<u>171,000円</u>	

[illegible]

	メートル以 上 2,000 平 方メートル 未満のもの	(D) 当該部分	1 件	276,000円
	の床面積の	に つ		
	合 計 が	き		
	2,000 平方			
	メートル以			
	上 5,000 平			
	方メートル			
	未満のもの			
	(E) 当該部分	1 件	361,000円	
	の床面積の	に つ		
	合 計 が	き		
	5,000 平方			
	メートル以			
	上 10,000 平			
	方メートル			
	未満のもの			
	(F) 当該部分	1 件	434,000円	
	の床面積の	に つ		
	合 計 が	き		
	10,000 平方			
	メートル以			
	上 25,000 平			
	方メートル			
	未満のもの			
	(G) 当該部分	1 件	509,000円	
	の床面積の	に つ		
	合 計 が	き		
	25,000 平方			
	メートル以			
	上のもの			

[illegible]

B 標準入力法

等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。95の項、101の項及び102の項において同じ。）による場合

<u>(A) 当該部分</u>	<u>1 件</u>	<u>266,000円</u>
<u>の床面積の</u>	<u>に つ</u>	
<u>合計が300</u>	<u>き</u>	
<u>平方メートル未満のもの</u>		

<u>(B) 当該部分</u>	<u>1 件</u>	<u>334,000円</u>
<u>の床面積の</u>	<u>に つ</u>	
<u>合計が300</u>	<u>き</u>	
<u>平方メートル以上</u>		
<u>1,000平方メートル未満のもの</u>		

<u>(C) 当該部分</u>	<u>1 件</u>	<u>431,000円</u>
<u>の床面積の</u>	<u>に つ</u>	
<u>合計が</u>	<u>き</u>	
<u>1,000平方</u>		

[illegible]

[illegible]

				(ウ) 非住宅の部分		
				A 当該部分の	1 件	242,000円
				床面積の合計	に つ	
				が300平方メ	き	
				ートル以内の		
				もの		
				B 当該部分の	1 件	300,000円
				床面積の合計	に つ	
				が300平方メ	き	
				ートルを超え		
				1,000平方メ		
				ートル以内の		
				もの		
				C 当該部分の	1 件	384,000円
				床面積の合計	に つ	
				が1,000平方	き	
				メートルを超		
				え2,000平方		
				メートル以内		
				のもの		
				D 当該部分の	1 件	546,000円
				床面積の合計	に つ	
				が2,000平方	き	
				メートルを超		
				え5,000平方		
				メートル以内		
				のもの		
				E 当該部分の	1 件	670,000円
				床面積の合計	に つ	
				が5,000平方	き	
				メートルを超		
				え10,000平方		
				メートル以内		
				のもの		

							(ウ)の削除
--	--	--	--	--	--	--	--------

				F 当該部分の	1 件	789,000円
				床面積の合計	に つ	
				が10,000平方	き	
				メートルを超		
				え25,000平方		
				メートル以内		
				のもの		
				G 当該部分の	1 件	900,000円
				床面積の合計	に つ	
				が25,000平方	き	
				メートルを超		
				えるもの		
				ウ ア及びイ以外の		
				建築物		
				(7) 建築物の延べ	1 件	242,000円
				面積が300平方	に つ	
				メートル以内の	き	
				もの		
				(イ) 建築物の延べ	1 件	300,000円
				面積が300平方	に つ	
				メートルを超え	き	
				1,000平方メー		
				トル以内のもの		
				(ウ) 建築物の延べ	1 件	384,000円
				面積が1,000平	に つ	
				方メートルを超	き	
				え2,000平方メ		
				ートル以内のも		
				の		
				(エ) 建築物の延べ	1 件	546,000円
				面積が2,000平	に つ	
				方メートルを超	き	
				え5,000平方メ		
				ートル以内のも		

[illegible]

			<u>の</u> (カ) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの <u>の</u> (カ) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの <u>の</u> (キ) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	1 件 に つ き 1 件 に つ き 1 件 に つ き	670,000円 789,000円 900,000円
95	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対し	低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について48の3の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに33の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）		

95	都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対	低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について48の3の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに33の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）。この場合において、 <u>住戸の数が1である複合建築物の住宅部分の手数料の額は、(1)ア又は(2)アに掲げる額とする。</u>			後段の追加

する 審
査

(1) 申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

ア 一戸建て住宅 1 件 3,300円
に つ
き

イ 共同住宅等

(7) 住戸の部分

A 建築物の総 1 件 3,300円
戸数が1戸の に つ
ものの き

B 建築物の総 1 件 6,600円
戸数が2戸以 に つ
上5戸以下の き
もの

C 建築物の総 1 件 11,000円
戸数が6戸以 に つ
上10戸以下の き
もの

D 建築物の総 1 件 19,000円
戸数が11戸以 に つ
上25戸以下の き
もの

する 審 査	(1) 申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	字句の改正
	ア 一戸建て住宅 1 件 4,100円 に つ き	
	イ ア以外の建築物	字句の改正
	(7) 住宅部分	字句の改正
	A 当該部分の 1 件 8,000円 床面積の合計 に つ が300平方メ き ートル未満の もの	字句の改正
	B 当該部分の 1 件 16,700円 床面積の合計 に つ が300平方メ き ートル以上 2,000平方メ ートル未満の もの	字句の改正
	C 当該部分の 1 件 37,000円 床面積の合計 に つ が2,000平方 き メートル以上 5,000平方メ ートル未満の もの	字句の改正
	D 当該部分の 1 件 66,500円 床面積の合計 に つ が5,000平方 き メートル以上 10,000平方メ ートル未満の	字句の改正

E	建築物の総 戸数が26戸以 上50戸以下の もの	1 件 に つ き	<u>32,000円</u>
---	-----------------------------------	-----------------	----------------

F	建築物の総 戸数が51戸以 上100戸以下 のも	1 件 に つ き	<u>58,000円</u>
---	-----------------------------------	-----------------	----------------

G	建築物の総 戸数が101戸 以上200戸以 下のもの	1 件 に つ き	<u>93,000円</u>
---	-------------------------------------	-----------------	----------------

H	建築物の総 戸数が201戸 以上300戸以 下のもの	1 件 に つ き	<u>122,000円</u>
---	-------------------------------------	-----------------	-----------------

I	建築物の総 戸数が301戸 以上のもの	1 件 に つ き	<u>134,000円</u>
---	---------------------------	-----------------	-----------------

(イ) 共用部分

A	当該部分の 床面積の合計 が300平方メ ートル以内の もの	1 件 に つ き	<u>6,500円</u>
---	--	-----------------	---------------

B	当該部分の 床面積の合計 が300平方メ ートルを超え	1 件 に つ き	<u>11,000円</u>
---	--------------------------------------	-----------------	----------------

				もの			
				E 当該部分の	1 件	83,500円	字句の改正
				床面積の合計	に つ		
				が10,000平方	き		
				メートル以上			
				25,000平方メ			
				ートル未満の			
				もの			
				F 当該部分の	1 件	103,000円	字句の改正
				床面積の合計	に つ		
				が25,000平方	き		
				メートル以上			
				のもの			
							G の削除
							H の削除
							I の削除
				(イ) 非住宅部分			字句の改正
				A 当該部分の	1 件	8,000円	字句の改正
				床面積の合計	に つ		
				が300平方メ	き		字句の改正
				ートル未満の			
				もの			
				B 当該部分の	1 件	13,800円	字句の改正
				床面積の合計	に つ		
				が300平方メ	き		字句の改正
				ートル以上			

			1,000平方メートル以内のもの			
C	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき			18,000円	
D	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき			56,000円	
E	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき			88,000円	
F	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1件につき			112,000円	
G	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1件につき			140,000円	

[illegible]

				メートルを超 えるもの		
			(ウ) 非住宅の部分			
			A 当該部分の	1 件	6,500円	
			床面積の合計	に つ		
			が300平方メ	き		
			ートル以内の			
			もの			
			B 当該部分の	1 件	11,000円	
			床面積の合計	に つ		
			が300平方メ	き		
			ートルを超え			
			1,000平方メ			
			ートル以内の			
			もの			
			C 当該部分の	1 件	18,000円	
			床面積の合計	に つ		
			が1,000平方	き		
			メートルを超			
			え2,000平方			
			メートル以内			
			のもの			
			D 当該部分の	1 件	56,000円	
			床面積の合計	に つ		
			が2,000平方	き		
			メートルを超			
			え5,000平方			
			メートル以内			
			のもの			
			E 当該部分の	1 件	88,000円	
			床面積の合計	に つ		
			が5,000平方	き		
			メートルを超			
			え10,000平方			

				<u>メートル以上</u> <u>のもの</u>			(ウ)の削除
--	--	--	--	-----------------------------	--	--	--------

				メートル以内 のもの		
			F	当該部分の 床面積の合計 が10,000平方 メートルを超 え25,000平方 メートル以内 のもの	1 件 に つ き	112,000円
			G	当該部分の 床面積の合計 が25,000平方 メートルを超 えるもの	1 件 に つ き	140,000円
			ウ	ア及びイ以外の 建築物		
			(ア)	建築物の延べ 面積が300平方 メートル以内の もの	1 件 に つ き	6,500円
			(イ)	建築物の延べ 面積が300平方 メートルを超え 1,000平方メー トル以内のもの	1 件 に つ き	11,000円
			(ウ)	建築物の延べ 面積が1,000平 方メートルを超 え2,000平方メ ートル以内のも の	1 件 に つ き	18,000円
			(エ)	建築物の延べ 面積が2,000平 方メートルを超	1 件 に つ き	56,000円

ウの削除

				え5,000平方メートル以内のもの		
				の		
			(オ)	建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1 件につき	88,000円
				の		
			(カ)	建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1 件につき	112,000円
				の		
			(キ)	建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	1 件につき	140,000円
			(2)	(1)以外の場合		
			ア	一戸建て住宅		
			(ア)	誘導仕様基準による場合	1 件につき	15,000円
			(イ)	誘導仕様基準	1 件	18,000円

	(2) (1)以外の場合		
	ア 一戸建て住宅		
	(7) 誘導仕様基準 による場合		(7)の改正
	A 当該部分の 床面積の合計 が200平方メ ートル未満の もの	1 件 につ き	14,300円
	B 当該部分の 床面積の合計 が200平方メ ートル以上の もの	1 件 につ き	15,100円
	(イ) 仕様・計算併		(イ)の改正

以外による場合		につ き
イ 共同住宅等		
(7) 住戸の部分		
A 誘導仕様基 準による場合		
(A) 建築物の 総戸数が1 戸のもの	1 件 につ き	15,000円
(B) 建築物の	1 件	27,000円

	用法による場合			
A	当該部分の 床面積の合計 が200平方メ ートル未満の もの	1 件 に つ き	21,100円	
B	当該部分の 床面積の合計 が200平方メ ートル以上の もの	1 件 に つ き	23,300円	
(ウ)	標準計算法に よる場合			(ウ)の追加
A	当該部分の 床面積の合計 が200平方メ ートル未満の もの	1 件 に つ き	28,300円	
B	当該部分の 床面積の合計 が200平方メ ートル以上の もの	1 件 に つ き	31,500円	
イ	ア以外の建築物			字句の改正
(7)	住宅部分			字句の改正
A	誘導仕様基 準による場合			
(A)	当該部分 の床面積の 合計が300 平方メート ル未満のも の	1 件 に つ き	26,800円	字句の改正
(B)	当該部分	1 件	46,500円	字句の改正

				<u>総戸数が2</u> <u>戸以上5戸</u> <u>以下のもの</u>	に つ き	
				(C) <u>建築物の</u> <u>総戸数が6</u> <u>戸以上10戸</u> <u>以下のもの</u>	1 件 に つ き	<u>40,000円</u>
				(D) <u>建築物の</u> <u>総戸数が11</u> <u>戸以上25戸</u> <u>以下のもの</u>	1 件 に つ き	<u>56,000円</u>
				(E) <u>建築物の</u> <u>総戸数が26</u> <u>戸以上50戸</u> <u>以下のもの</u>	1 件 に つ き	<u>85,000円</u>
				(F) <u>建築物の</u> <u>総戸数が51</u> <u>戸以上100</u> <u>戸以下のもの</u>	1 件 に つ き	<u>128,000円</u>
				(G) <u>建築物の</u> <u>総戸数が</u> <u>101戸以上</u> <u>200戸以下</u>	1 件 に つ き	<u>184,000円</u>

				の床面積の 合 計 が 300 平方メート ル 以 上 2,000 平方 メートル未 満のもの	に つ き		
			(C)	当該部分 の床面積の 合 計 が 2,000 平方 メートル以 上 5,000 平 方メートル 未満のもの	1 件 に つ き	<u>84,800円</u>	字句の改正
			(D)	当該部分 の床面積の 合 計 が 5,000 平方 メートル以 上のもの	1 件 に つ き	<u>127,000円</u>	字句の改正
							(E)の削除
							(F)の削除
							(G)の削除

				<u>のもの</u>		
				(H) <u>建築物の</u>	1 件	<u>241,000円</u>
				<u>総戸数が</u>	に つ	
				<u>201戸以上</u>	き	
				<u>300戸以下</u>		
				<u>のもの</u>		
				(I) <u>建築物の</u>	1 件	<u>278,000円</u>
				<u>総戸数が</u>	に つ	
				<u>301戸以上</u>	き	
				<u>のもの</u>		
			B	<u>誘導仕様基</u>		
				<u>準以外による</u>		
				場合		
				(A) <u>建築物の</u>	1 件	<u>18,000円</u>
				<u>総戸数が1</u>	に つ	
				<u>戸のもの</u>	き	
				(B) <u>建築物の</u>	1 件	<u>37,000円</u>
				<u>総戸数が2</u>	に つ	
				<u>戸以上5戸</u>	き	
				<u>以下のもの</u>		
				(C) <u>建築物の</u>	1 件	<u>52,000円</u>
				<u>総戸数が6</u>	に つ	
				<u>戸以上10戸</u>	き	
				<u>以下のもの</u>		

	(H)の削除
	(I)の削除
B 仕様・計算 併用法による 場合	字句の改正
(A) 当該部分 <u>の床面積の</u> <u>合計が300</u> <u>平方メート</u> <u>ル未満のも</u> <u>の</u>	1 件 42,000円 字句の改正 に つ き
(B) 当該部分 <u>の床面積の</u> <u>合計が300</u> <u>平方メート</u> <u>ル以　上</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル未</u> <u>満のもの</u>	1 件 70,500円 字句の改正 に つ き
(C) 当該部分 <u>の床面積の</u> <u>合　計　が</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>上5,000平</u> <u>方メートル</u>	1 件 122,000円 字句の改正 に つ き

				(D) 建築物の 総戸数が11 戸以上25戸 以下のもの	1 件 に つ き	<u>74,000円</u>
				(E) 建築物の 総戸数が26 戸以上50戸 以下のもの	1 件 に つ き	<u>108,000円</u>
				(F) 建築物の 総戸数が51 戸以上100 戸以下の もの	1 件 に つ き	<u>159,000円</u>
				(G) 建築物の 総戸数が 101戸以上 200戸以下 のもの	1 件 に つ き	<u>221,000円</u>
				(H) 建築物の 総戸数が 201戸以上 300戸以下 のもの	1 件 に つ き	<u>291,000円</u>
				(I) 建築物の	1 件	<u>342,000円</u>

[illegible]

総戸数が	につ
301戸以上	き
のもの	

	C	標準計算法 による場合			C の追加
	(A)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1 件につき	56,800円	
	(B)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1 件につき	94,600円	
	(C)	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1 件につき	161,000円	
	(D)	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル	1 件につき	231,000円	

(イ) 共用部分

A 当該部分の	1 件	57,000円
床面積の合計	に つ	
が 300 平方メ	き	
ートル以内の		
もの		
B 当該部分の	1 件	72,000円
床面積の合計	に つ	
が 300 平方メ	き	
ートルを超え		
1,000 平方メ		
ートル以内の		
もの		
C 当該部分の	1 件	96,000円
床面積の合計	に つ	
が 1,000 平方	き	
メートルを超		
え 2,000 平方		
メートル以内		

[illegible]

				<u>のもの</u>		
				<u>D 当該部分の</u>	<u>1 件</u>	<u>156,000円</u>
				<u>床面積の合計</u>	<u>に つ</u>	
				<u>が 2,000 平方</u>	<u>き</u>	
				<u>メートルを超</u>		
				<u>え 5,000 平方</u>		
				<u>メートル以内</u>		
				<u>のもの</u>		
				<u>E 当該部分の</u>	<u>1 件</u>	<u>205,000円</u>
				<u>床面積の合計</u>	<u>に つ</u>	
				<u>が 5,000 平方</u>	<u>き</u>	
				<u>メートルを超</u>		
				<u>え 10,000 平方</u>		
				<u>メートル以内</u>		
				<u>のもの</u>		
				<u>F 当該部分の</u>	<u>1 件</u>	<u>247,000円</u>
				<u>床面積の合計</u>	<u>に つ</u>	
				<u>が 10,000 平方</u>	<u>き</u>	
				<u>メートルを超</u>		
				<u>え 25,000 平方</u>		
				<u>メートル以内</u>		
				<u>のもの</u>		
				<u>G 当該部分の</u>	<u>1 件</u>	<u>290,000円</u>
				<u>床面積の合計</u>	<u>に つ</u>	
				<u>が 25,000 平方</u>	<u>き</u>	
				<u>メートルを超</u>		
				<u>えるもの</u>		

					合 計 が	き		
					1,000平方			
					メートル以			
					上 2,000 平			
					方メートル			
					未満のもの			
				(D)	当該部分	1 件	193,000円	
					の床面積の	に つ		
					合 計 が	き		
					2,000 平方			
					メートル以			
					上 5,000 平			
					方メートル			
					未満のもの			
				(E)	当該部分	1 件	253,000円	
					の床面積の	に つ		
					合 計 が	き		
					5,000 平方			
					メートル以			
					上10,000平			
					方メートル			
					未満のもの			
				(F)	当該部分	1 件	304,000円	
					の床面積の	に つ		
					合 計 が	き		
					10,000平方			
					メートル以			
					上25,000平			
					方メートル			
					未満のもの			
				(G)	当該部分	1 件	357,000円	
					の床面積の	に つ		
					合 計 が	き		
					25,000平方			

--	--	--	--	--	--	--

[illegible]

(ウ) 非住宅の部分

A 当該部分の	1 件	123,000円
床面積の合計	に つ	
が300平方メ	き	
ートル以内の		
もの		
B 当該部分の	1 件	154,000円
床面積の合計	に つ	
が300平方メ	き	
ートルを超え		
1,000平方メ		
ートル以内の		

					(E) 当該部分 の床面積の 合 計 が 5,000 平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの	1 件 に つ き	531,000円	
					(F) 当該部分 の床面積の 合 計 が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの	1 件 に つ き	627,000円	
					(G) 当該部分 の床面積の 合 計 が 25,000平方 メートル以 上のもの	1 件 に つ き	715,000円	(ウ)の削除

	<u>もの</u>		
C	当該部分の	1 件	<u>198,000円</u>
	床面積の合計	に つ	
	が1,000平方	き	
	メートルを超		
	え2,000平方		
	メートル以内		
	<u>のもの</u>		
D	当該部分の	1 件	<u>290,000円</u>
	床面積の合計	に つ	
	が2,000平方	き	
	メートルを超		
	え5,000平方		
	メートル以内		
	<u>のもの</u>		
E	当該部分の	1 件	<u>361,000円</u>
	床面積の合計	に つ	
	が5,000平方	き	
	メートルを超		
	え10,000平方		
	メートル以内		
	<u>のもの</u>		
F	当該部分の	1 件	<u>427,000円</u>
	床面積の合計	に つ	
	が10,000平方	き	
	メートルを超		
	え25,000平方		
	メートル以内		
	<u>のもの</u>		
G	当該部分の	1 件	<u>491,000円</u>
	床面積の合計	に つ	
	が25,000平方	き	
	メートルを超		
	<u>えるもの</u>		

--	--	--	--	--	--	--	--

ウ ア及びイ以外の
建築物

(ア) 建築物の延べ 1 件 123,000円
面積が300平方 に つ
メートル以内の き
もの

(イ) 建築物の延べ 1 件 154,000円
面積が300平方 に つ
メートルを超え き
1,000平方メー
トル以内のもの

(ウ) 建築物の延べ 1 件 198,000円
面積が1,000平 に つ
方メートルを超 き
え2,000平方メ
ートル以内のも
の

(エ) 建築物の延べ 1 件 290,000円
面積が2,000平 に つ
方メートルを超 き
え5,000平方メ
ートル以内のも
の

(オ) 建築物の延べ 1 件 361,000円
面積が5,000平 に つ
方メートルを超 き
え10,000平方メ
ートル以内のも
の

(カ) 建築物の延べ 1 件 427,000円
面積が10,000平 に つ
方メートルを超 き
え25,000平方メ
ートル以内のも

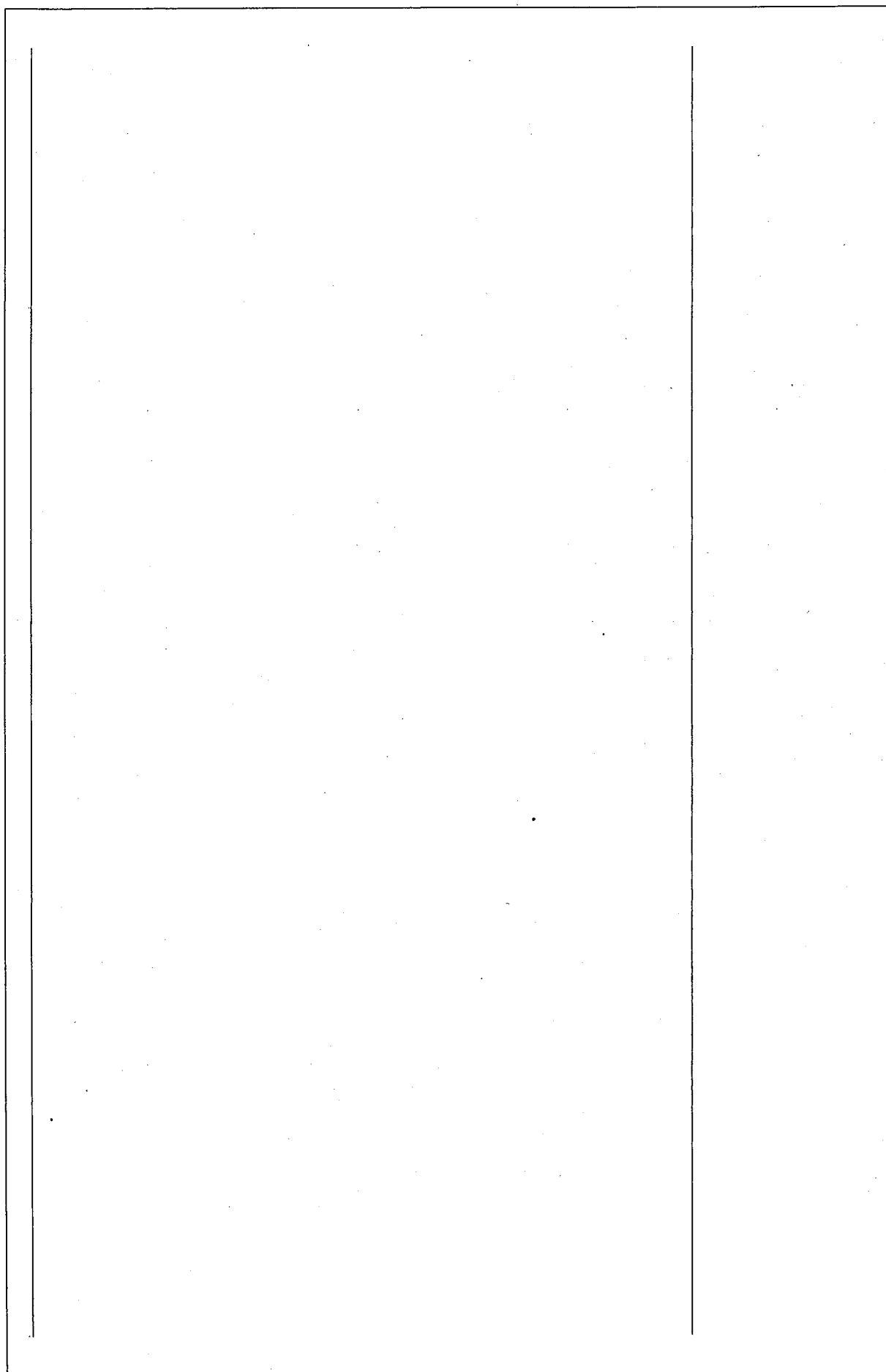
[illegible]

			<u>の</u>		
			(イ) 建築物の延べ	1 件	491,000円
			25,000平方メー	に つ	
			トルを超えるも	き	
			<u>の</u>		

96から98まで (略)

96から98まで（略）						
98 の 2	建築物 のエネルギー 消費性 能の向 上等に 関する 法律（ 平成27 年法律 第53 号）第 11条第 1項た だし書 又は第 12条第 2項た だし書 の規定 の適用 を受け る場合 の審査 （特定 建築行 為が建 築物の	仕様 基準 又は 誘導 仕様 基準 審査 手数料	仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料の 額（建築基準法第6条第4項の規定に基 づく建築物に関する確認の申請に対する 審査又は同法第18条第3項の規定に基 づく建築物に関する計画の通知に対する審 査と併せて行う仕様基準（住宅部分の外 壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関 する基準及び一次エネルギー消費量に関 する基準（平成28年国土交通省告示第266 号）をいう。99の項、100の項及び104の 項において同じ。）又は誘導仕様基準の 審査に係るものをいう。）は、次の(1)及 び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる 額 (1) 一戸建て住宅 ア 当該住宅の床面 1 件 2,500円 積の合計が30平方 に つ メートル以内のも き の イ 当該住宅の床面 1 件 4,700円 積の合計が30平方 に つ メートルを超え き 100平方メートル 以内のもの ウ 当該住宅の床面 1 件 7,800円 積の合計が100平 に つ 方メートルを超え き 200平方メートル			

項の追加



エネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に該当する場合に限る。）

以内のもの

エ 当該住宅の床面 1 件 9,400円

積の合計が200平方メートルを超えるもの

(2) 一戸建て住宅以外の住宅

ア 当該住宅の床面 1 件 4,300円

積の合計が30平方メートル以内のもの

イ 当該住宅の床面 1 件 8,200円

積の合計が30平方メートルを超える100平方メートル以内のもの

ウ 当該住宅の床面 1 件 13,300円

積の合計が100平方メートルを超える200平方メートル以内のもの

エ 当該住宅の床面 1 件 15,900円

積の合計が200平方メートルを超える500平方メートル以内のもの

オ 当該住宅の床面 1 件 22,300円

積の合計が500平方メートルを超える1,000平方メートル以内のもの

カ 当該住宅の床面 1 件 31,300円

積の合計が1,000平方メートルを超える2,000平方メー

99	建築物 のエネルギー 消費性能の向 上等に関する 法律（平成27 年法律第53 号）第12条第 1項又は第13 条第2項の規 定に基づく建 築物エネルギー 消費性能適合性判	建築物エ ネルギー消 費性能適合 性判定手数料	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次 に掲げる額。この場合において、建築物 のエネルギー消費性能の向上等に関する 法律施行令（平成28年政令第8号）第4 条第1項に規定する内部に間仕切壁又は 戸を有しない階又はその一部であって、 その床面積に対する常時外気に開放され た開口部の面積の合計の割合が20分の1 以上であるものに該当する部分を有する ときの手数料の額は当該部分を含む非住 宅部分（建築物のエネルギー消費性能の 向上等に関する法律第11条第1項に規定 する非住宅部分をいう。以下同じ。）（ 複合建築物（住宅部分（同項に規定する 住宅部分をいう。以下同じ。）と非住宅 部分とを含む建築物をいう。）の共用部 分について、居住者以外の者のみが利用 する部分の床面積の合計が、居住者のみ が利用する部分の床面積の合計より大き くなる場合にあっては、当該共用部分 は、非住宅部分として取り扱う。以下こ の項、100の項及び104の項において同 じ。）の床面積の合計により算定した額 とし、特定建築行為（同項に規定する特
----	---	----------------------------------	--

			<u>トル以内のもの</u> キ <u>当該住宅の床面 1 件</u> <u>50,100円</u> <u>積の合計が2,000 に つ</u> <u>平方メートルを超 き</u> <u>え5,000平方メー</u> <u>トル以内のもの</u> ク <u>当該住宅の床面 1 件</u> <u>68,900円</u> <u>積の合計が5,000 に つ</u> <u>平方メートルを超 き</u> <u>えるもの</u>	
99	建築物 のエネルギー 消費性能の向 上に関する 法律第11条第 1項又は第12 条第2項の規 定に基づく建 築物エネルギー 消費性能適合 性判定	建築物エ ネルギー 消費性能 適合性判 定手数料	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次 に掲げる額。<u>この場合において、省令第</u> <u>1条第1項第1号ただし書に規定する国</u> <u>土交通大臣がエネルギー消費性能を適切</u> <u>に評価できる方法と認める方法によって</u> <u>非住宅部分（複合建築物の共用部分は、</u> <u>居住者以外の者のみが利用する部分の床</u> <u>面積の合計が居住者のみが利用する部分</u> <u>の床面積の合計より大きくなる場合に</u> <u>は、非住宅部分として取り扱う（100の項</u> <u>及び104の項において同じ。）。）が備え</u> <u>るべきエネルギー消費性能を有すること</u> <u>が確かめられた場合における手数料の額</u> <u>は(2)イ(ウ)Bに掲げる標準入力法等による</u> <u>場合とみなして算出した額とし、建築物</u> <u>エネルギー消費性能向上計画に建築物の</u> <u>エネルギー消費性能の向上等に関する法</u> <u>律第29条第3項各号に掲げる事項が記載</u> <u>されている場合の他の建築物（同項に規</u> <u>定する他の建築物をいう。以下この項及</u> <u>び100の項から102の項までにおいて同</u> <u>じ。）における手数料について、当該建</u> <u>築物エネルギー消費性能向上計画の認定</u> <u>及び当該他の建築物における建築物エネ</u>	後段の改正 字句の改正 字句の改正

定

定建築行為をいう。以下同じ。）に該当する増築又は改築（同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。以下同じ。）を行うときの手数料の額は当該増築又は改築に係る部分の床面積に応じて算出した額とし、同法第34条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されているときの他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下100の項から102の項までにおいて同じ。）について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における同法第12条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行うときの手数料の額は(1)の規定により算出した額とする。

ルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は(1)の規定により算出した額とし、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の手数料の額は当該部分を含む建築物の部分の床面積の合計により算出した額（100の項及び104の項において同じ。）とし、非住宅部分の一部に工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この項、100の項及び104の項において同じ。）の用途を含む一の建築物の手数料の額は非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額（100の項及び104の項において同じ。）とし、手数料（仕様基準又は誘導仕様基準以外による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は住戸部分及び共用部分の床面積の合計により算出した額（ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない（100の項及び104の項において同じ。））。とし、手数料（仕様基準又は誘導仕様基準による場合に限る。）について、一戸建て住宅以外の住

(1) 建築物の非住宅部分の用途が工場等
(工場、危険物の貯蔵又は処理に供する
もの、水産物の増殖場又は養殖場、倉
庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物
処理場、ごみ焼却場その他の処理施設を
いう。以下同じ。) のみの場合

ア 当該部分の床面 1 件 16,700円

積の合計が300平 に つ

方メートル以上 き

1,000平方メート

ル未満のもの

イ 当該部分の床面 1 件 27,100円

積の合計が1,000 に つ

平方メートル以上 き

2,000平方メート

ル未満のもの

ウ 当該部分の床面 1 件 80,400円

積の合計が2,000 に つ

平方メートル以上 き

5,000平方メート

ル未満のもの

エ 当該部分の床面 1 件 128,000円

宅の申請の場合の手数料の額は共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額（100の項及び104の項において同じ。）とし、住戸の数が1である複合建築物の住宅部分の手数料の額は(1)ア又は(2)アに掲げる額とし、複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条に規定する用途である場合における当該非住宅部分の手数料の額は(2)イ(イ)に掲げる工場等のみの場合とみなして算出した額とする。

(1) 計画提出又は計画通知に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合

ア 一戸建て住宅 1 件 5,800円
につ
き

イ ア以外の建築物

(ア) 住宅部分

A 当該部分の 1 件 11,300円
床面積の合計 につ
が 300 平方メ き
一トル未満の
もの

B 当該部分の 1 件 23,800円
床面積の合計 につ
が 300 平方メ き
一トル以上
2,000 平方メ
一トル未満の
もの

(1)の改正

積の合計が5,000 に つ

平方メートル以上 き

10,000平方メート

ル未満のもの

オ 当該部分の床面 1 件 161,000円

積の合計が10,000 に つ

平方メートル以上 き

25,000平方メート

ル未満のもの

カ 当該部分の床 1 件 201,000円

面積の合計が に つ

25,000平方メー き

トル以上のもの

C 当該部分の 1 件 52,800円

床面積の合計 に つ

が 2,000 平方 き

メートル以上

5,000 平方メ

ートル未満の

もの

D 当該部分の 1 件 94,700円

床面積の合計 に つ

が 5,000 平方 き

メートル以上

10,000 平方メ

ートル未満の

もの

E 当該部分の 1 件 119,000円

床面積の合計 に つ

が 10,000 平方 き

メートル以上

25,000 平方メ

ートル未満の

もの

F 当該部分の 1 件 148,000円

床面積の合計 に つ

が 25,000 平方 き

メートル以上

のもの

(イ) 非住宅部分

A 当該部分の 1 件 11,300円

床面積の合計 に つ

が 300 平方メ き

ートル未満の

もの

B 当該部分の 1 件 19,500円

床面積の合計 に つ

[illegible]

				が300平方メ	き	
				ートル以上		
				1,000平方メ		
				ートル未満		
				のもの		
			C	当該部分の	1 件	31,600円
				床面積の合計	に つ	
				が1,000平方	き	
				メートル以上		
				2,000平方メ		
				ートル未満の		
				もの		
			D	当該部分の	1 件	94,300円
				床面積の合計	に つ	
				が2,000平方	き	
				メートル以上		
				5,000平方メ		
				ートル未満の		
				もの		
			E	当該部分の	1 件	149,000円
				床面積の合計	に つ	
				が5,000平方	き	
				メートル以上		
				10,000平方メ		
				ートル未満の		
				もの		
			F	当該部分の	1 件	188,000円
				床面積の合計	に つ	
				が10,000平方	き	
				メートル以上		
				25,000平方メ		
				ートル未満の		
				もの		
			G	当該部分の	1 件	235,000円

(2) 建築物の非住宅部分の用途が(1)以外
の場合

ア モデル建物法（建築物エネルギー
消費性能基準等を定める省令（平成
28年経済産業省・国土交通省令第1
号。以下この項から104の項までにお
いて「省令」という。）第1条第1
項第1号ロに規定する基準による評
価の方法をいう。100の項、103の項
及び104の項において同じ。）による
場合

(7) 当該部分の床 1 件 110,700円

面積の合計が につ
300平方メー ト き
ル以上1,000平
方メートル未満
のもの

(4) 当該部分の床 1 件 145,700円

面積の合計が につ
1,000平方メー き
トル以上2,000
平方メートル未
満のもの

(5) 当該部分の床 1 件 235,700円

面積の合計が につ
2,000平方メー き
トル以上5,000
平方メートル未
満のもの

(エ) 当該部分の床 1 件 309,000円

				床面積の合計 に つ が25,000平方 き メートル以上 のもの	
			(2)	(1)以外の場合	(2)の改正
			ア	一戸建て住宅	
			(7)	仕様基準又は誘導仕様基準によ る場合	
			A	当該住宅の 1 件 20,700円	
				床面積の合計 に つ が200平方メ き ートル未満の もの	
			B	当該住宅の 1 件 22,200円	
				床面積の合計 に つ が200平方メ き ートル以上の もの	
			(4)	仕様・計算併用法（住宅部分の 外皮性能を仕様基準若しくは誘導 仕様基準により評価し、住宅部分 の一次エネルギー消費量を省令第 1条第1項第2号ロ(1)若しくは第 10条第2号ロ(1)の基準により評価 する方法又は住宅部分の外皮性能 を省令第1条第1項第2号イ(1)若 しくは第10条第2号イ(1)の基準に より評価し、一次エネルギー消費 量に係る基準への適合を仕様基準 若しくは誘導仕様基準により評価 する方法をいう。以下この項、100 の項及び104の項において同じ。） による場合	
			A	当該住宅の 1 件 30,100円	

面積の合計が につ

5,000平方メー き

トル以上10,000

平方メートル未

満のもの

(オ) 当該部分の床 1 件 371,000円

面積の合計が につ

10,000平方メー き

トル以上25,000

平方メートル未

満のもの

(カ) 当該部分の床 1 件 435,000円

面積の合計が につ

25,000平方メー き

トル以上のもの

イ 標準入力法等（省令第1条第1項

第1号イに規定する基準による評価

の方法をいう。100の項、103の項及

び104の項において同じ。）及び省令

第1条第1項第1号ただし書に規定

する国土交通大臣がエネルギー消費

性能を適切に評価できる方法と認め

る方法による場合

(イ) 当該部分の床 1 件 284,400円

面積の合計が につ

300平方メート き

ル以上1,000平

方メートル未満

のもの

(イ) 当該部分の床 1 件 367,100円

面積の合計が につ

1,000平方メー き

トル以上2,000

平方メートル未

床面積の合計 に つ

が200平方メ き

ートル未満の

もの

B 当該住宅の 1 件 33,200円

床面積の合計 に つ

が200平方メ き

ートル以上の

もの

(ウ) 標準計算法（省令第1条第1項

第2号イ(1)及び同号ロ(1)により評

価する方法又は第10条第2号イ(1)

及び同号ロ(1)の基準により評価す

る方法をいう。以下この項、100の

項及び104の項において同じ。）に

よる場合

A 当該住宅の 1 件 40,200円

床面積の合計 に つ

が200平方メ き

ートル未満の

もの

B 当該住宅の 1 件 44,900円

床面積の合計 に つ

が200平方メ き

ートル以上の

もの

イ ア以外の建築物

(ア) 住宅部分

A 仕様基準又は誘導仕様基準に

よる場合

(A) 当該部分 1 件 38,700円

の床面積の に つ

合計が300 き

平方メート

満のもの

(ウ) 当該部分の床 1 件 523,700円

面積の合計が に つ

2,000平方メー き

トル以上5,000

平方メートル未

満のもの

(エ) 当該部分の床 1 件 646,000円

面積の合計が に つ

5,000平方メー き

トル以上10,000

平方メートル未

満のもの

(オ) 当該部分の床 1 件 763,000円

面積の合計が に つ

10,000平方メー き

トル以上25,000

平方メートル未

満のもの

(カ) 当該部分の床 1 件 871,000円

面積の合計が に つ

25,000平方メー き

トル以上のもの

ル未満のもの

の

(B) 当該部分 1 件 66,900円

の床面積の に つ

合 計 が 300 き

平方メート

ル 以 上

2,000 平方

メートル未

満のもの

(C) 当該部分 1 件 120,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

2,000 平方

メートル以

上 5,000 平

方メートル

未満のもの

(D) 当該部分 1 件 183,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

5,000 平方

メートル以

上のもの

B 仕様・計算併用法による場合

(A) 当該部分 1 件 59,800円

の床面積の に つ

合 計 が 300 き

平方メート

ル未満のも

の

(B) 当該部分 1 件 100,000円

の床面積の に つ

合 計 が 300 き

[illegible]

平方メート
ル 以 上
2,000 平方
メートル未
満のもの

(C) 当該部分 1 件 175,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

2,000 平方

メートル以

上 5,000 平

方メートル

未満のもの

(D) 当該部分 1 件 256,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

5,000 平方

メートル以

上10,000平

方メートル

未満のもの

(E) 当該部分 1 件 304,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

10,000平方

メートル以

上25,000平

方メートル

未満のもの

(F) 当該部分 1 件 354,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

25,000平方

メートル以

[illegible]

上のもの

C 標準計算法による場合

(A) 当該部分 1 件 81,000円

の床面積の に つ

合計が 300 き

平方メートル

未満のもの

の

(B) 当該部分 1 件 135,000円

の床面積の に つ

合計が 300 き

平方メートル

ル 以 上

2,000 平方

メートル未

満のもの

(C) 当該部分 1 件 229,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

2,000 平方

メートル以

上 5,000 平

方メートル

未満のもの

(D) 当該部分 1 件 329,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

5,000 平方

メートル以

上10,000平

方メートル

未満のもの

(E) 当該部分 1 件 390,000円

の床面積の に つ

[illegible]

合 計 が き

10,000 平

方メート

ル 以 上

25,000 平

方メート

ル未満の

もの

(F) 当該部分 1 件 449,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

25,000平方

メートル以

上のもの

(I) 非住宅部分の用途が工場等のみ

の場合

A 当該部分の 1 件 11,300円

床面積の合計 に つ

が 300 平方メ き

ートル未満の

もの

B 当該部分の 1 件 19,500円

床面積の合計 に つ

が 300 平方メ き

ートル 以 上

1,000 平方メ

ートル未満の

もの

C 当該部分の 1 件 31,600円

床面積の合計 に つ

が 1,000 平方 き

メートル以上

2,000 平方メ

ートル未満の

[illegible]

もの

D 当該部分の 1 件 94,300円

床面積の合計 に つ

が 2,000 平方 き

メートル以上

5,000 平方メ

ートル未満の

もの

E 当該部分の 1 件 149,000円

床面積の合計 に つ

が 5,000 平方 き

メートル以上

10,000平方メ

ートル未満の

もの

F 当該部分の 1 件 188,000円

床面積の合計 に つ

が10,000平方 き

メートル以上

25,000平方メ

ートル未満の

もの

G 当該部分の 1 件 235,000円

床面積の合計 に つ

が25,000平方 き

メートル以上

のもの

(ウ) (イ)以外の非住宅部分の場合

A モデル建物法（一次エネルギ

ー消費量の算出に用いるべき標

準的な建築物を用いて評価する

方法をいう。100の項及び104の

項において同じ。）による場合

[illegible]

(A) 当該部分 1 件 102,000円

の床面積の に つ

合 計 が 300 き

平方メート

ル未満のも

の

(B) 当該部分 1 件 129,000円

の床面積の に つ

合 計 が 300 き

平方メート

ル 以 上

1,000 平方

メートル未

満のもの

(C) 当該部分 1 件 171,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

1,000 平方

メートル以

上 2,000 平

方メートル

未満のもの

(D) 当該部分 1 件 276,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

2,000 平方

メートル以

上 5,000 平

方メートル

未満のもの

(E) 当該部分 1 件 361,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

5,000平方

[illegible]

メートル以

上10,000平

方メートル

未満のもの

(F) 当該部分 1 件 434,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

10,000平方

メートル以

上25,000平

方メートル

未満のもの

(G) 当該部分 1 件 509,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

25,000平方

メートル以

上のもの

B 標準入力法等（実際の設計仕

様の条件を基に算定した一次エ

ネルギー消費量を用いて評価す

る方法をいう。100の項及び104

の項において同じ。）による場

合

(A) 当該部分 1 件 266,000円

の床面積の に つ

合 計 が 300 き

平方メート

ル未満のも

の

(B) 当該部分 1 件 334,000円

の床面積の に つ

合 計 が 300 き

平方メート

[illegible]

ル 以 上

1,000平方

メートル

未 満 の も

の

(C) 当該部分 1 件 431,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

1,000 平方

メートル以

上 2,000 平

方メートル

未満のもの

(D) 当該部分 1 件 615,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

2,000 平方

メートル以

上 5,000 平

方メートル

未満のもの

(E) 当該部分 1 件 758,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

5,000 平方

メートル以

上10,000平

方メートル

未満のもの

(F) 当該部分 1 件 896,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

10,000平方

メートル以

100	建築物 のエネルギー 消費性能の向 上等に関する 法律第12条第 2項又は第13 条第3項の規 定に基づく建 築物エネルギー 消費性能確保 計画の変更 に係る建築物 エネルギー消	建築 物エ ネル ギー 消費 性能 確保 計画 の変 更に 係る 建築 物エ ネル ギー 消費 性能 適合 性判 定手 数料	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次 に掲げる額。 <u>この場合において、建築物 のエネルギー消費性能の向上等に関する 法律施行令第4条第1項に規定する内部 に間仕切壁又は戸を有しない階又はその 一部であつて、その床面積に対する常時 外気に開放された開口部の面積の合計の 割合が20分の1以上であるものに該当す る部分を有するときの手数料の額は当該 部分を含む非住宅部分の床面積の合計に より算定した額とし、特定建築行為に該 当する増築又は改築を行うときの手数料 の額は当該増築又は改築に係る部分の床 面積に応じて算出した額とし、建築物の エネルギー消費性能の向上等に関する法 律第34条第1項に規定する建築物エネル ギー消費性能向上計画に同条第3項各号 に掲げる事項が記載されているときの当 該建築物エネルギー消費性能向上計画の 変更に係る他の建築物について、同法第 12条第1項に規定する建築物エネルギー 消費性能確保計画の変更に係る当該建築 物エネルギー消費性能向上計画の認定及 び当該他の建築物における同項の建築物 エネルギー消費性能適合性判定を同様の</u>

			上25,000平方メートル未満のもの (G) 当該部分 1 件 1,020,000 円 の床面積の に つ 合 計 が き 25,000平方メートル以上のもの	
100	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費	建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第2項又は第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物における手数料について、当該建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額。この場合において、省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における手数料の額は(2)イ(ウ)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とし、建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物における手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は(1)の規定により算出した額とし、住戸の数が1である複合建築物の住宅部分の手数料の額は(1)ア又は(2)アに掲げる額とし、複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条に規定する用途である場合における当該非住宅部分の手数料の額	後段の改正 字句の改正 字句の改正

費性能
適合性
判定

評価の方法により行うときの手数料の額は(1)の規定により算出した額とする。

(1) 建築物の非住宅部分の用途が工場等のみの場合

ア 当該部分の床面 1 件 11,800円

積の合計が300平につ

方メートル以上き

1,000平方メートル

未満のもの

イ 当該部分の床面 1 件 19,100円

積の合計が1,000につ

平方メートル以上き

2,000平方メートル

未満のもの

ウ 当該部分の床面 1 件 56,400円

積の合計が2,000につ

平方メートル以上き

5,000平方メートル

未満のもの

エ 当該部分の床面 1 件 90,000円

積の合計が5,000につ

平方メートル以上き

10,000平方メートル

未満のもの

オ 当該部分の床面 1 件 113,000円

積の合計が10,000につ

平方メートル以上き

25,000平方メートル

未満のもの

カ 当該部分の床面 1 件 141,000円

積の合計が25,000につ

平方メートル以上き

のもの

費性能
適合性
判定

は(2)イ(イ)に掲げる工場等のみの場合とみなして算出した額とする。

(1) 変更計画提出又は変更計画通知に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合

ア 一戸建て住宅 1 件 4,100円
に つ
き

イ ア以外の建築物

(7) 住宅部分

A 当該部分の 1 件 8,000円
床面積の合計 に つ
が 300 平方メ き
一トル未満の
もの

B 当該部分の 1 件 16,700円
床面積の合計 に つ
が 300 平方メ き
一トル以上
2,000 平方メ
一トル未満の
もの

C 当該部分の 1 件 37,000円
床面積の合計 に つ
が 2,000 平方 き
メートル以上
5,000 平方メ
一トル未満の
もの

D 当該部分の 1 件 66,500円
床面積の合計 に つ
が 5,000 平方 き

(1)の改正

[illegible]

				メートル以上 10,000平方メ ートル未満の もの	
			E	当該部分の 1 件	83,500円
				床面積の合計 に つ が10,000平方 き メートル以上 25,000平方メ ートル未満の もの	
			F	当該部分の 1 件	103,000円
				床面積の合計 に つ が25,000平方 き メートル以上 のもの	
			(イ)	非住宅部分	
			A	当該部分の 1 件	8,000円
				床面積の合計 に つ が300平方メ き ートル未満の もの	
			B	当該部分の 1 件	13,800円
				床面積の合計 に つ が300平方メ き ートル以上 1,000平方メ ートル未満の もの	
			C	当該部分の 1 件	22,200円
				床面積の合計 に つ が1,000平方 き メートル以上 2,000平方メ	

(2) 建築物の非住宅部分の用途が(1)以外の

場合

ア モデル建物法による場合

(7) 当該部分の床 1 件 77,600円

面積の合計が につ

300平方メートル き

メートル未満の
もの

D 当該部分の 1 件 66,100円

床面積の合計 に つ
が 2,000 平方 き
メートル以上
5,000 平方メ
ートル未満の

もの

E 当該部分の 1 件 104,000円

床面積の合計 に つ
が 5,000 平方 き
メートル以上
10,000 平方メ
ートル未満の

もの

F 当該部分の 1 件 132,000円

床面積の合計 に つ
が 10,000 平方 き
メートル以上
25,000 平方メ
ートル未満の

もの

G 当該部分の 1 件 165,000円

床面積の合計 に つ
が 25,000 平方 き
メートル以上
のもの

(2) (1)以外の場合

(2)の改正

ア 一戸建て住宅

(ア) 仕様基準又は誘導仕様基準によ
る場合

A 当該住宅の 1 件 14,300円

床面積の合計 に つ

ル以上1,000平
方メートル未満
のもの

(イ) 当該部分の床 1 件 102,100円

面積の合計が に つ

1,000平方メー き

トル以上2,000

平方メートル未

満のもの

(ウ) 当該部分の床 1 件 165,100円

面積の合計が に つ

2,000平方メー き

トル以上5,000

平方メートル未

満のもの

(エ) 当該部分の床 1 件 216,000円

面積の合計が に つ

5,000平方メー き

トル以上10,000

平方メートル未

満のもの

(オ) 当該部分の床 1 件 260,000円

面積の合計が に つ

10,000平方メー き

トル以上25,000

平方メートル未

満のもの

(カ) 当該部分の床 1 件 305,000円

面積の合計が に つ

25,000平方メー き

トル以上のもの

イ 標準入力法等及び省令第1条第1

項第1号ただし書に規定する国土交

通大臣がエネルギー消費性能を適切

が200平方メ き

一トル未満の

もの

B 当該住宅の 1 件 15,100円

床面積の合計 に つ

が200平方メ き

一トル以上の

もの

(イ) 仕様・計算併用法による場合

A 当該住宅の 1 件 21,100円

床面積の合計 に つ

が200平方メ き

一トル未満の

もの

B 当該住宅の 1 件 23,300円

床面積の合計 に つ

が200平方メ き

一トル以上の

もの

(ウ) 標準計算法による場合

A 当該住宅の 1 件 28,300円

床面積の合計 に つ

が200平方メ き

一トル未満の

もの

B 当該住宅の 1 件 31,500円

床面積の合計 に つ

が200平方メ き

一トル以上の

もの

イ ア以外の建築物

(7) 住宅部分

A 仕様基準又は誘導仕様基準に

よる場合

に評価できる方法と認める方法による場合

(ア) 当該部分の床 1 件 199,200円

面積の合計が につ
300平方メートル
以上1,000平方
メートル未満
のもの

(イ) 当該部分の床 1 件 257,100円

面積の合計が につ
1,000平方メートル
以上2,000平方
メートル未満
のもの

(ウ) 当該部分の床 1 件 366,700円

面積の合計が につ
2,000平方メートル
以上5,000平方
メートル未満
のもの

(エ) 当該部分の床 1 件 453,000円

面積の合計が につ
5,000平方メートル
以上10,000平方
メートル未満
のもの

(オ) 当該部分の床 1 件 535,000円

面積の合計が につ
10,000平方メートル
以上25,000平方
メートル未満
のもの

(カ) 当該部分の床 1 件 610,000円

面積の合計が につ

(A) 当該部分 1 件 26,800円

の床面積の に つ

合 計 が 300 き

平方メート

ル未満のも

の

(B) 当該部分 1 件 46,500円

の床面積の に つ

合 計 が 300 き

平方メート

ル 以 上

2,000 平 方

メートル未

満のもの

(C) 当該部分 1 件 84,800円

の床面積の に つ

合 計 が き

2,000 平 方

メートル以

上 5,000 平

方メートル

未満のもの

(D) 当該部分 1 件 127,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

5,000 平 方

メートル以

上のもの

B 仕様・計算併用法による場合

(A) 当該部分 1 件 42,000円

の床面積の に つ

合 計 が 300 き

平方メート

ル未満のも

25,000平方メー き
トル以上のもの

の

(B) 当該部分 1 件 70,500円

の床面積の に つ

合 計 が 300 き

平方メート

ル 以 上

2,000 平方

メートル未

満のもの

(C) 当該部分 1 件 122,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

2,000 平方

メートル以

上 5,000 平

方メートル

未満のもの

(D) 当該部分 1 件 179,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

5,000 平方

メートル以

上10,000平

方メートル

未満のもの

(E) 当該部分 1 件 213,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

10,000平方

メートル以

上25,000平

方メートル

未満のもの

(F) 当該部分 1 件 248,000円

[illegible]

の床面積の に つ
合 計 が き
25,000平方
メートル以
上のもの

C 標準計算法による場合

(A) 当該部分 1 件 56,800円

の床面積の に つ
合 計 が 300 き
平方メート
ル未満のも
の

(B) 当該部分 1 件 94,600円

の床面積の に つ
合 計 が 300 き
平方メート
ル 以 上
2,000 平方
メートル未
満のもの

(C) 当該部分 1 件 161,000円

の床面積の に つ
合 計 が き
2,000 平方
メートル以
上 5,000 平
方メートル
未満のもの

(D) 当該部分 1 件 231,000円

の床面積の に つ
合 計 が き
5,000平方
メートル以
上10,000平

[illegible]

方メートル

未満のもの

(E) 当該部分 1 件 273,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

10,000平方

メートル以

上25,000平

方メートル

未満のもの

(F) 当該部分 1 件 314,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

25,000平方

メートル以

上のもの

(4) 非住宅部分の用途が工場等のみ
の場合

A 当該部分の 1 件 8,000円

床面積の合計 に つ

が300平方メ き

ートル未満の

もの

B 当該部分の 1 件 13,800円

床面積の合計 に つ

が300平方メ き

ートル以 上

1,000平方メ

ートル未満の

もの

C 当該部分の 1 件 22,200円

床面積の合計 に つ

が1,000平方 き

メートル以上

[illegible]

2,000平方メ

ートル未満の

もの

D 当該部分の 1 件 66,100円

床面積の合計 に つ

が 2,000 平方 き

メートル以上

5,000 平方メ

ートル未満の

もの

E 当該部分の 1 件 104,000円

床面積の合計 に つ

が 5,000 平方 き

メートル以上

10,000平方メ

ートル未満の

もの

F 当該部分の 1 件 132,000円

床面積の合計 に つ

が10,000平方 き

メートル以上

25,000平方メ

ートル未満の

もの

G 当該部分の 1 件 165,000円

床面積の合計 に つ

が25,000平方 き

メートル以上

のもの

(ウ) (イ)以外の非住宅部分の場合

A モデル建物法による場合

(A) 当該部分 1 件 71,600円

の床面積の に つ

合計が 300 き

[illegible]

平方メート
ル未満のも
の

(B) 当該部分 1 件 91,100円

の床面積の に つ

合 計 が 300 き

平方メート

ル 以 上

1,000 平 方

メートル未

満のもの

(C) 当該部分 1 件 119,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

1,000 平 方

メートル以

上 2,000 平

方メートル

未満のもの

(D) 当該部分 1 件 193,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

2,000 平 方

メートル以

上 5,000 平

方メートル

未満のもの

(E) 当該部分 1 件 253,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

5,000 平 方

メートル以

上10,000平

方メートル

[illegible]

未満のもの

(F) 当該部分 1 件 304,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

10,000平方

メートル以

上25,000平

方メートル

未満のもの

(G) 当該部分 1 件 357,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

25,000平方

メートル以

上のもの

B 標準入力法等による場合

(A) 当該部分 1 件 186,000円

の床面積の に つ

合 計 が 300 き

平方メート

ル未満のも

の

(B) 当該部分 1 件 234,000円

の床面積の に つ

合 計 が 300 き

平方メート

ル 以 上

1,000 平方

メートル未

満のもの

(C) 当該部分 1 件 301,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

1,000平方

[illegible]

				メートル以 上 2,000 平 方メートル 未満のもの	
			(D)	当該部分 1 件	430,000円
				の床面積の に つ	
				合 計 が き	
				2,000 平方	
				メートル以 上 5,000 平 方メートル 未満のもの	
			(E)	当該部分 1 件	531,000円
				の床面積の に つ	
				合 計 が き	
				5,000 平方	
				メートル以 上 10,000 平 方メートル 未満のもの	
			(F)	当該部分 1 件	627,000円
				の床面積の に つ	
				合 計 が き	
				10,000 平方	
				メートル以 上 25,000 平 方メートル 未満のもの	
			(G)	当該部分 1 件	715,000円
				の床面積の に つ	
				合 計 が き	
				25,000 平方	
				メートル以 上のもの	

101	建築物 のエネルギー 消費性能の向 上等に関する 法律第35条第 1項の規定に 基づく建築物 エネルギー消 費性能向上計 画の認定の申 請に対する審 査	建築物エ ネルギー消 費性能向上 計画の認定 申請手数料	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次 に掲げる額（申請に併せて建築物のエネ ルギー消費性能の向上等に関する法律第 35条第2項の規定による申出があった場 合においては、一の建築物について48の 2の項に掲げる額（申請に係る計画に特 定建築基準適合審査をする部分が含まれ る場合においては当該部分ごとに33の2 の項に掲げる額の手数料を、建築基準法 第87条の4に規定する昇降機に係る部分 が含まれる場合においては当該昇降機1 基について48の7の項又は48の8の項に 掲げる額の手数料を加えた額）の手数料 を加えた額）。この場合において、建築 物のエネルギー消費性能の向上等に関す る法律第34条第1項に規定する建築物エ ネルギー消費性能向上計画に同条第3項 各号に掲げる事項が記載されているとき の手数料の額は申請建築物（同項に規定 する申請建築物をいう。）の部分に係る 額及び他の建築物の部分に係る額を合算 した額とし、共同住宅の申請のときの手 数料の額は誘導仕様基準以外によるとき に限り住戸部分の額に共用部分の額を加 算した額（ただし、共用部分が存在しな いとき又は共用部分を除くときは、当該 共用部分の額は加算しない。）とし、誘 導仕様基準によるときに限り共用部分の 額を加算しない額とする。
-----	---	--	---

101	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第2項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について48の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに33の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について48の7の項又は48の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）。この場合において、省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における手数料の額は(2)イ(イ)Bに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とし、建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の手数料の額は申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の	字句の改正 字句の改正 後段の改正
-----	---	--------------------------	---	--

(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合

ア 一戸建て住宅 1 件 5,100円
に
つ
き

イ ア以外の建築物

(7) 住宅部分

A 当該部分の 1 件 9,700円
床面積の合計 に
つ
が300平方メ
き
一トル未満の
もの

B 当該部分の 1 件 21,000円
床面積の合計 に
つ
が300平方メ
き

部分に係る額を合算した額とし、手数料
(誘導仕様基準以外による場合に限
る。)について、一戸建て住宅以外の住
宅の申請の場合の手数料の額は住戸部分
及び共用部分の床面積の合計により算出
した額(ただし、共用部分が存在しない
場合又は共用部分を除く場合は、当該共
用部分の床面積は加算しない(102の項に
おいて同じ。))とし、手数料(誘導
仕様基準による場合に限る。)につい
て、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場
合の手数料の額は共用部分の床面積を除
いた床面積の合計により算出した額(102
の項において同じ。)とし、住戸の数が
1である複合建築物の住宅部分の手数料
の額は(1)ア又は(2)アに掲げる額とする。

(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消
費性能の向上等に関する法律第30条第1
項各号に掲げる基準に適合していること
を示す書類として市長が定めるものが提
出された場合

ア 一戸建て住宅 1 件 5,800円
に つ
き

イ ア以外の建築物

(ア) 住宅部分

A 当該部分の 1 件 11,300円
床面積の合計 に つ
が 300 平方メ き
ートル未満の
もの

B 当該部分の 1 件 23,800円
床面積の合計 に つ
が 300 平方メ き

字句の改正

字句の改正

字句の改正

字句の改正

メートル以上
2,000平方メ
ートル未満
のもの

C 当該部分の 1 件 46,000円

床面積の合計 に つ
が 2,000 平方 き
メートル以上
5,000 平方メ
ートル未満の
もの

D 当該部分の 1 件 81,000円

床面積の合計 に つ
が 5,000 平方 き
メートル以上
のもの

(イ) 非住宅部分

A 当該部分の 1 件 9,700円

床面積の合計 に つ
が 300 平方メ き

				メートル以上 2,000平方メ ートル未満 のもの		
			C	当該部分の 1 件 床面積の合計 に つ が 2,000 平方 き メートル以上 5,000 平方メ ートル未満の もの	<u>52,800円</u>	字句の改正
			D	当該部分の 1 件 床面積の合計 に つ が 5,000 平方 き メートル以上 <u>10,000平方メ</u> <u>ートル未満の</u> もの	<u>94,700円</u>	字句の改正 字句の追加
			E	当該部分の 1 件 <u>床面積の合計 に つ</u> <u>が10,000平方 き</u> <u>メートル以上</u> <u>25,000平方メ</u> <u>ートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>119,000円</u>	E の追加
			F	当該部分の 1 件 <u>床面積の合計 に つ</u> <u>が25,000平方 き</u> <u>メートル以上</u> <u>のもの</u>	<u>148,000円</u>	F の追加
			(イ)	非住宅部分		
			A	当該部分の 1 件 床面積の合計 に つ が300平方メ き	<u>11,300円</u>	字句の改正

一トル未満の
もの

B 当該部分の 1 件 16,700円

床面積の合計に
つが300平方メ
き一トル以上
1,000平方メ
一トル未満の

もの

C 当該部分の 1 件 27,100円

床面積の合計に
つが1,000平方
きメートル以上
2,000平方メ
一トル未満の

もの

D 当該部分の 1 件 80,400円

床面積の合計に
つが2,000平方
きメートル以上
5,000平方メ
一トル未満の

もの

E 当該部分の 1 件 128,000円

床面積の合計に
つが5,000平方
きメートル以上
10,000平方メ
一トル未満の

もの

F 当該部分の 1 件 161,000円

床面積の合計に
つが10,000平方
きメートル以上

				一トル未満の もの		
			B	当該部分の 1 件 床面積の合計 に つ が 300 平方メ キ 一トル以上 1,000 平方メ 一トル未満の もの	<u>19,500円</u>	字句の改正
			C	当該部分の 1 件 床面積の合計 に つ が 1,000 平方キ メートル以上 2,000 平方メ 一トル未満の もの	<u>31,600円</u>	字句の改正
			D	当該部分の 1 件 床面積の合計 に つ が 2,000 平方キ メートル以上 5,000 平方メ 一トル未満の もの	<u>94,300円</u>	字句の改正
			E	当該部分の 1 件 床面積の合計 に つ が 5,000 平方キ メートル以上 10,000 平方メ 一トル未満の もの	<u>149,000円</u>	字句の改正
			F	当該部分の 1 件 床面積の合計 に つ が 10,000 平方キ メートル以上	<u>188,000円</u>	字句の改正

25,000平方メ
ートル未満の
もの

G 当該部分の 1 件 201,000円

床面積の合計に
つが25,000平方
メートル以上
のもの

(2) (1)以外の場合

ア 一戸建て住宅

(7) 誘導仕様基準による場合

A 当該住宅の 1 件 20,000円

床面積の合計に
つが200平方メ
ートル未満の
もの

B 当該住宅の 1 件 22,000円

床面積の合計に
つが200平方メ
ートル以上の
もの

(4) 誘導仕様基準以外による場合

A 当該住宅の 1 件 34,400円

床面積の合計に
つが200平方メ
ートル未満の
もの

B 当該住宅の 1 件 38,400円

床面積の合計に
つが200平方メ
ートル以上の
もの

			25,000平方メートル未満のもの		
		G	当該部分の 1 件 床面積の合計 につき が25,000平方メートル以上の ものの	<u>235,000円</u>	字句の改正
		(2)	(1)以外の場合		
		ア	一戸建て住宅		
		(7)	誘導仕様基準による場合		
		A	当該住宅の 1 件 床面積の合計 につき が200平方メートル未満のもの	<u>20,700円</u>	字句の改正
		B	当該住宅の 1 件 床面積の合計 につき が200平方メートル以上の ものの	<u>22,200円</u>	字句の改正
		(4)	仕様・計算併用法による場合		字句の改正
		A	当該住宅の 1 件 床面積の合計 につき が200平方メートル未満のもの	<u>30,100円</u>	字句の改正
		B	当該住宅の 1 件 床面積の合計 につき が200平方メートル以上の ものの	<u>33,200円</u>	字句の改正
		(7)	標準計算法による場合		(7)の追加
		A	当該住宅の 1 件	<u>40,200円</u>	

イ ア以外の建築物

(7) 住宅部分

A 誘導仕様基準による場合

(A) 当該部分 1 件 38,000円

の床面積の に つ
合 計 が 300 き
平方メート
ル未満のも
の

(B) 当該部分 1 件 66,000円

の床面積の に つ
合 計 が 300 き
平方メート
ル 以 上
2,000 平方
メートル未
満のもの

(C) 当該部分 1 件 118,000円

の床面積の に つ
合 計 が き
2,000 平方
メートル以
上 5,000 平
方メートル
未満のもの

字句の改正

(D) 当該部分 1 件 179,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

5,000 平 方

メートル以

上のもの

B. 誘導仕様基準以外による場合

(A) 当該部分 1 件 69,100円

の床面積の に つ

合 計 が 300 き

平方メート

ル未満のも

の

(B) 当該部分 1 件 116,000円

の床面積の に つ

合 計 が 300 き

平方メート

ル 以 上

2,000 平 方

メートル未

満のもの

(C) 当該部分 1 件 196,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

2,000 平 方

メートル以

上 5,000 平

方メートル

未満のもの

(D) 当該部分 1 件 281,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

5,000平方

メートル以

				(D) 当該部分 1 件 <u>183,000円</u> の床面積の に つ 合 計 が き 5,000 平方 メートル以 上のもの	字句の改正
				B <u>仕様・計算併用法</u> による場合	字句の改正
				(A) 当該部分 1 件 <u>59,800円</u> の床面積の に つ 合 計 が 300 き 平方メート ル未満のも の	字句の改正
				(B) 当該部分 1 件 <u>100,000円</u> の床面積の に つ 合 計 が 300 き 平方メート ル 以 上 2,000 平方 メートル未 満のもの	字句の改正
				(C) 当該部分 1 件 <u>175,000円</u> の床面積の に つ 合 計 が き 2,000 平方 メートル以 上 5,000 平 方メートル 未満のもの	字句の改正
				(D) 当該部分 1 件 <u>256,000円</u> の床面積の に つ 合 計 が き <u>5,000平方</u> <u>メートル以</u>	字句の改正 字句の改正

のもの

上10,000平方メートル未満のもの (E) 当該部分 1 件 304,000円 の床面積の につ 合 計 が き 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの (F) 当該部分 1 件 354,000円 の床面積の につ 合 計 が き 25,000平方メートル以上のもの C 標準計算法による場合 (A) 当該部分 1 件 81,000円 の床面積の につ 合 計 が 300 き 平方メートル未満のもの の (B) 当該部分 1 件 135,000円 の床面積の につ 合 計 が 300 き 平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの (C) 当該部分 1 件 229,000円 の床面積の につ	(E)の追加 (F)の追加 Cの追加
---	---

(イ) 非住宅部分

A モデル建物法（省令第1条第
1項第1号ロ、第10条第1号イ
(2)及び同号ロ(2)に規定する基準
による評価の方法をいう。102の

合 計 が き

2,000平方

メートル

以上5,000

平方メー

トル未満

のもの

(D) 当該部分 1 件 329,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

5,000 平方

メートル以

上10,000平

方メートル

未満のもの

(E) 当該部分 1 件 390,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

10,000平方

メートル以

上25,000平

方メートル

未満のもの

(F) 当該部分 1 件 449,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

25,000平方

メートル以

上のもの

(イ) 非住宅部分

A モデル建物法による場合

字句の削除

項において同じ。) による場合

(A) 当該部分 1 件 87,100円

の床面積の に つ

合 計 が 300 き

平方メート

ル未満のも

の

(B) 当該部分 1 件 110,700円

の床面積の に つ

合 計 が 300 き

平方メート

ル 以 上

1,000 平方

メートル未

満のもの

(C) 当該部分 1 件 145,700円

の床面積の に つ

合 計 が き

1,000 平方

メートル以

上 2,000 平

方メートル

未満のもの

(D) 当該部分 1 件 235,700円

の床面積の に つ

合 計 が き

2,000 平方

メートル以

上 5,000 平

方メートル

未満のもの

(E) 当該部分 1 件 309,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

				(A) 当該部分 1 件 <u>102,000円</u> の床面積の に つ 合 計 が 300 き 平方メート ル未満のも の	字句の改正
				(B) 当該部分 1 件 <u>129,000円</u> の床面積の に つ 合 計 が 300 き 平方メート ル 以 上 1,000 平方 メートル未 満のもの	字句の改正
				(C) 当該部分 1 件 <u>171,000円</u> の床面積の に つ 合 計 が き 1,000 平方 メートル以 上 2,000 平 方メートル 未満のもの	字句の改正
				(D) 当該部分 1 件 <u>276,000円</u> の床面積の に つ 合 計 が き 2,000 平方 メートル以 上 5,000 平 方メートル 未満のもの	字句の改正
				(E) 当該部分 1 件 <u>361,000円</u> の床面積の に つ 合 計 が き	字句の改正

5,000平方
メートル以
上10,000平
方メートル
未満のもの

(F) 当該部分 1 件 371,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

10,000平方

メートル以

上25,000平

方メートル

未満のもの

(G) 当該部分 1 件 435,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

25,000平方

メートル以

上のもの

B 標準入力法等（省令第1条第

1項第1号イ、第10条第1号イ

(1)及び同号ロ(1)に規定する基準

による評価の方法をいう。102の

項において同じ。）並びに省令

第1条第1項第1号ただし書及

び第10条第1号ただし書に規定

する国土交通大臣がエネルギー

消費性能を適切に評価できる方

法と認める方法による場合

(A) 当該部分 1 件 227,100円

の床面積の に つ

合計が300 き

平方メート

ル未満のも

				5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの		
			(F)	当該部分 1 件 の床面積の に つ 合 計 が き 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの	<u>434,000円</u>	字句の改正
			(G)	当該部分 1 件 の床面積の に つ 合 計 が き 25,000平方 メートル以 上のもの	<u>509,000円</u>	字句の改正
			B	標準入力法等による場合		字句の削除
			(A)	当該部分 1 件 の床面積の に つ 合計が300 き 平方メート ル未満のも	<u>266,000円</u>	字句の改正

の

(B) 当該部分 1 件 284,400円

の床面積の に つ

合 計 が 300 き

平方メート

ル 以 上

1,000 平方

メートル未

満のもの

(C) 当該部分 1 件 367,100円

の床面積の に つ

合 計 が き

1,000 平方

メートル以

上 2,000 平

方メートル

未満のもの

(D) 当該部分 1 件 523,700円

の床面積の に つ

合 計 が き

2,000 平方

メートル以

上 5,000 平

方メートル

未満のもの

(E) 当該部分 1 件 646,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

5,000 平方

メートル以

上10,000平

方メートル

未満のもの

(F) 当該部分 1 件 763,000円

				の		
				(B) 当該部分 1 件	<u>334,000円</u>	字句の改正
				の床面積の に つ		
				合 計 が 300 き		
				平方メート		
				ル 以 上		
				1,000 平方		
				メートル未		
				満のもの		
				(C) 当該部分 1 件	<u>431,000円</u>	字句の改正
				の床面積の に つ		
				合 計 が き		
				1,000 平方		
				メートル以		
				上 2,000 平		
				方メートル		
				未満のもの		
				(D) 当該部分 1 件	<u>615,000円</u>	字句の改正
				の床面積の に つ		
				合 計 が き		
				2,000 平方		
				メートル以		
				上 5,000 平		
				方メートル		
				未満のもの		
				(E) 当該部分 1 件	<u>758,000円</u>	字句の改正
				の床面積の に つ		
				合 計 が き		
				5,000 平方		
				メートル以		
				上10,000平		
				方メートル		
				未満のもの		
				(F) 当該部分 1 件	<u>896,000円</u>	字句の改正

			の床面積の に つ 合 計 が き 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの (G) 当該部分 1 件 871,000円 の床面積の に つ 合 計 が き 25,000平方 メートル以 上のもの
102	建築物 のエネルギー 消費性能の向 上等に関する 法律第36条第 1項の規定に 基づく建築物 エネルギー消 費性能向上計 画の変更の認 定の申請に対	建築物エ ネルギー消 費性能向上 計画の変更 の認定申請 手数料	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次 に掲げる額（申請に併せて建築物のエネル ギー消費性能の向上等に関する法律第 36条第2項において準用する同法第35条 第2項の規定による申出があった場合に おいては、一の建築物について48の3の 項に掲げる額（申請に係る計画に特定建 築基準適合審査をする部分が含まれる場 合においては当該部分ごとに33の2の項 に掲げる額の手数料を、建築基準法第87 条の4に規定する昇降機に係る部分が含 まれる場合においては当該昇降機1基に ついて48の7の項又は48の8の項に掲げ る額の手数料を加えた額）の手数料を加 えた額）。この場合において、建築物の エネルギー消費性能の向上等に関する法 律第34条第1項に規定する建築物エネ ルギー消費性能向上計画に同条第3項各号 に掲げる事項が記載されているときの手 数料の額は当該建築物エネルギー消費性 能向上計画の変更を行う建築物の部分に

			の床面積の に つ 合 計 が き 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの (G) 当該部分 1 件 <u>1,020,000</u> の床面積の に つ 円 合 計 が き 25,000平方 メートル以 上のもの	字句の改正
102	建築物 のエネルギー 消費性能の向 上等に関する 法律第31条第 1項の規定に 基づく建築物 エネルギー消 費性能向上計 画の変更の認 定の申請に対	建築物エ ネルギー消費 性能向上計 画の変更の 認定申請手 料	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次 に掲げる額（申請に併せて建築物のエネル ギー消費性能の向上等に関する法律第 31条第2項において準用する同法第30条 第2項の規定による申出があった場合に おいては、一の建築物について48の3の 項に掲げる額（申請に係る計画に特定建 築基準適合審査をする部分が含まれる場 合においては当該部分ごとに33の2の項 に掲げる額の手数料を、建築基準法第87 条の4に規定する昇降機に係る部分が含 まれる場合においては当該昇降機1基に ついて48の7の項又は48の8の項に掲げ る額の手数料を加えた額）の手数料を加 えた額）。この場合において、省令第1 条第1項第1号ただし書に規定する国土 交通大臣がエネルギー消費性能を適切に 評価できる方法と認める方法によって非 住宅部分が備えるべきエネルギー消費性 能を有することが確かめられ、かつ、省 令第10条第1号ただし書に規定する国土	字句の改正 字句の改正 字句の改正 後段の改正

する 審
査

係る額を合算した額（当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載するときの当該他の建築物の部分に係る額は101の項の規定により算出した額）とし、共同住宅の申請のときの手数料の額は誘導仕様基準以外によるときに限り住戸部分の額に共用部分の額を加算した額（ただし、共用部分が存在しないとき又は共用部分を除くときは、当該共用部分の額は加算しない。）とし、誘導仕様基準によるときに限り共用部分の額を加算しない額とする。

(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合

ア 一戸建て住宅 1 件 3,700円
に つ
き

イ ア以外の建築物

(ア) 住宅部分

A 当該部分の 1 件 6,900円
床面積の合計 に つ
が300平方メ き

する 審
査

交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における手数料の額は(2)イ(1)Bに掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とし、建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の手数料の額は当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額（ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は101の項の規定により算出した額）とし、住戸の数が1である複合建築物の住宅部分の手数料の額は(1)ア又は(2)アに掲げる額とする。

(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合

ア 一戸建て住宅 1 件 4,100円
に つ
き

イ ア以外の建築物

(7) 住宅部分

A 当該部分の 1 件 8,000円
床面積の合計 に つ
が300平方メ き

字句の改正

字句の改正

字句の改正

一トル未満の
もの

B 当該部分の 1 件 15,000円

床面積の合計 に つ
が 300 平方メ き
一トル以上

2,000 平方メ
一トル未満の
もの

C 当該部分の 1 件 32,000円

床面積の合計 に つ
が 2,000 平方 き
メートル以上

5,000 平方メ
一トル未満の
もの

D 当該部分の 1 件 57,000円

床面積の合計 に つ
が 5,000 平方 き
メートル以上
のもの

				メートル未満の もの		
			B	当該部分の 1 件 床面積の合計 に つ が 300 平方メ き 一 ト ル 以 上 2,000 平方メ 一 ト ル 未 満 の もの	<u>16,700円</u>	字句の改正
			C	当該部分の 1 件 床面積の合計 に つ が 2,000 平方 き メートル以上 5,000 平方メ 一 ト ル 未 満 の もの	<u>37,000円</u>	字句の改正
			D	当該部分の 1 件 床面積の合計 に つ が 5,000 平方 き メートル以上 <u>10,000平方メ</u> <u>一 ト ル 未 満 の</u> もの	<u>66,500円</u>	字句の改正 字句の追加
			E	当該部分の 1 件 <u>床面積の合計 に つ</u> <u>が10,000平方 き</u> <u>メートル以上</u> <u>25,000平方メ</u> <u>一 ト ル 未 満 の</u> <u>もの</u>	<u>83,500円</u>	E の追加
			F	当該部分の 1 件 <u>床面積の合計 に つ</u> <u>が25,000平方 き</u> <u>メートル以上</u>	<u>103,000円</u>	F の追加

(イ) 非住宅部分

A 当該部分の 1 件 6,900円

床面積の合計 に つ
が 300 平方メ き
ートル未満の
もの

B 当該部分の 1 件 11,800円

床面積の合計 に つ
が 300 平方メ き
ートル以上
1,000 平方メ
ートル未満の
もの

C 当該部分の 1 件 19,100円

床面積の合計 に つ
が 1,000 平方 き
メートル以上
2,000 平方メ
ートル未満の
もの

D 当該部分の 1 件 56,400円

床面積の合計 に つ
が 2,000 平方 き
メートル以上
5,000 平方メ
ートル未満の
もの

E 当該部分の 1 件 90,000円

床面積の合計 に つ
が 5,000 平方 き
メートル以上
10,000 平方メ
ートル未満の

				の 物 の	
			(イ) 非住宅部分		
			A 当該部分の 1 件	<u>8,000円</u>	字句の改正
			床面積の合計 に つ		
			が 300 平方メ き		
			ー ト ル 未 満 の		
			物 の		
			B 当該部分の 1 件	<u>13,800円</u>	字句の改正
			床面積の合計 に つ		
			が 300 平方メ き		
			ー ト ル 以 上		
			1,000 平方メ		
			ー ト ル 未 満 の		
			物 の		
			C 当該部分の 1 件	<u>22,200円</u>	字句の改正
			床面積の合計 に つ		
			が 1,000 平方 き		
			メー ト ル 以 上		
			2,000 平方メ		
			ー ト ル 未 満 の		
			物 の		
			D 当該部分の 1 件	<u>66,100円</u>	字句の改正
			床面積の合計 に つ		
			が 2,000 平方 き		
			メー ト ル 以 上		
			5,000 平方メ		
			ー ト ル 未 満 の		
			物 の		
			E 当該部分の 1 件	<u>104,000円</u>	字句の改正
			床面積の合計 に つ		
			が 5,000 平方 き		
			メー ト ル 以 上		
			10,000 平方メ		
			ー ト ル 未 満 の		

もの

F 当該部分の 1 件 113,000円

床面積の合計 に つ

が10,000平方 き

メートル以上

25,000平方メ

ートル未満の

もの

G 当該部分の 1 件 141,000円

床面積の合計 に つ

が25,000平方 き

メートル以上

のもの

(2) (1)以外の場合

ア 一戸建て住宅

(ア) 誘導仕様基準による場合

A 当該住宅の 1 件 14,000円

床面積の合計 に つ

が200平方メ き

ートル未満の

もの

B 当該住宅の 1 件 15,000円

床面積の合計 に つ

が200平方メ き

ートル以上の

もの

(イ) 誘導仕様基準以外による場合

A 当該住宅の 1 件 24,200円

床面積の合計 に つ

が200平方メ き

ートル未満の

もの

B 当該住宅の 1 件 27,000円

床面積の合計 に つ

				もの		
				F 当該部分の 1 件	<u>132,000円</u>	字句の改正
				床面積の合計 に つ		
				が10,000平方 き		
				メートル以上		
				25,000平方メ		
				ートル未満の		
				もの		
				G 当該部分の 1 件	<u>165,000円</u>	字句の改正
				床面積の合計 に つ		
				が25,000平方 き		
				メートル以上		
				のもの		
			(2) (1)以外の場合			
			ア 一戸建て住宅			
			(ア) 誘導仕様基準による場合			
				A 当該住宅の 1 件	<u>14,300円</u>	字句の改正
				床面積の合計 に つ		
				が200平方メ き		
				ートル未満の		
				もの		
				B 当該住宅の 1 件	<u>15,100円</u>	字句の改正
				床面積の合計 に つ		
				が200平方メ き		
				ートル以上の		
				もの		
			(イ) 仕様・計算併用法による場合			字句の改正
				A 当該住宅の 1 件	<u>21,100円</u>	字句の改正
				床面積の合計 に つ		
				が200平方メ き		
				ートル未満の		
				もの		
				B 当該住宅の 1 件	<u>23,300円</u>	字句の改正
				床面積の合計 に つ		

が200平方メ
ートル以上の
もの

イ ア以外の建築物

(7) 住宅部分

A 誘導仕様基準による場合

(A) 当該部分 1 件 26,000円

の床面積の に つ
合 計 が 300 き
平方メート
ル未満のも
の

(B) 当該部分 1 件 46,000円

の床面積の に つ
合 計 が 300 き
平方メート
ル 以 上
2,000 平方
メートル未
満のもの

(C) 当該部分 1 件 83,000円

の床面積の に つ
合 計 が き

	が200平方メ ートル以上の もの		
	(ウ) 標準計算法による場合		(ウ)の追加
	A 当該住宅の 1 件 28,300円		
	床面積の合計 に つ		
	が200平方メ ートル未満の もの		
	B 当該住宅の 1 件 31,500円		
	床面積の合計 に つ		
	が200平方メ ートル以上の もの		
	イ ア以外の建築物		
	(ア) 住宅部分		
	A 誘導仕様基準による場合		
	(A) 当該部分 1 件 26,800円		字句の改正
	の床面積の に つ		
	合 計 が 300 き		
	平方メート		
	ル未満のも の		
	(B) 当該部分 1 件 46,500円		字句の改正
	の床面積の に つ		
	合 計 が 300 き		
	平方メート		
	ル 以 上		
	2,000 平方		
	メートル未 満のもの		
	(C) 当該部分 1 件 84,800円		字句の改正
	の床面積の に つ		
	合 計 が き		

2,000平方
メートル以
上 5,000 平
方メートル
未満のもの

(D) 当該部分 1 件 125,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

5,000 平方

メートル以

上のもの

B 誘導仕様基準以外による場合

(A) 当該部分 1 件 48,500円

の床面積の に つ

合 計 が 300 き

平方メート

ル未満のも

の

(B) 当該部分 1 件 81,000円

の床面積の に つ

合 計 が 300 き

平方メート

ル 以 上

2,000 平方

メートル未

満のもの

(C) 当該部分 1 件 138,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

2,000 平方

メートル以

上 5,000 平

方メートル

未満のもの

				2,000平方 メートル以 上 5,000 平 方メートル 未満のもの	
			(D)	当該部分 1 件 127,000円	字句の改正
				の床面積の に つ 合 計 が き 5,000 平方 メートル以 上のもの	
			B	仕様・計算併用法による場合	字句の改正
			(A)	当該部分 1 件 42,000円	字句の改正
				の床面積の に つ 合 計 が 300 き 平方メート ル未満のも の	
			(B)	当該部分 1 件 70,500円	字句の改正
				の床面積の に つ 合 計 が 300 き 平方メート ル 以 上 2,000 平方 メートル未 満のもの	
			(C)	当該部分 1 件 122,000円	字句の改正
				の床面積の に つ 合 計 が き 2,000 平方 メートル以 上 5,000 平 方メートル 未満のもの	

	(D) 当該部分 1 件	<u>197,000円</u>
--	--------------	-----------------

の床面積の に つ

合 計 が き

5,000 平 方

メートル以

上のもの

				(D) 当該部分 1 件 <u>179,000円</u> の床面積の に つ 合 計 が き 5,000 平方 メートル以 上 <u>10,000平</u> <u>方メートル</u> 未満のもの	字句の改正 字句の追加
				(E) 当該部分 1 件 <u>213,000円</u> の床面積の に つ 合 計 が き <u>10,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>上25,000平</u> <u>方メートル</u> 未満のもの	(E)の追加
				(F) 当該部分 1 件 <u>248,000円</u> の床面積の に つ 合 計 が き <u>25,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>上のもの</u>	(F)の追加
				C 標準計算法による場合	C の追加
				(A) 当該部分 1 件 <u>56,800円</u> の床面積の に つ 合 計 が 300 き 平方メート ル未満のも の	
				(B) 当該部分 1 件 <u>94,600円</u> の床面積の に つ 合 計 が 300 き 平方メート ル 以 上	

[illegible]

2,000平方
メートル
未満のも
の

(C) 当該部分 1 件 161,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

2,000 平方
メートル以
上 5,000 平
方メートル
未満のもの

(D) 当該部分 1 件 231,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

5,000 平方
メートル以
上10,000平
方メートル
未満のもの

(E) 当該部分 1 件 273,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

10,000平方
メートル以
上25,000平
方メートル
未満のもの

(F) 当該部分 1 件 314,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

25,000平方
メートル以
上のもの

(イ) 非住宅部分

A モデル建物法による場合

(A) 当該部分 1 件 61,100円

の床面積の に つ
合 計 が 300 き
平方メート
ル未満のも
の

(B) 当該部分 1 件 77,600円

の床面積の に つ
合 計 が 300 き
平方メート
ル 以 上
1,000 平方
メートル未
満のもの

(C) 当該部分 1 件 102,100円

の床面積の に つ
合 計 が き
1,000 平方
メートル以
上 2,000 平
方メートル
未満のもの

(D) 当該部分 1 件 165,100円

の床面積の に つ
合 計 が き
2,000 平方
メートル以
上 5,000 平
方メートル
未満のもの

(E) 当該部分 1 件 216,000円

の床面積の に つ

				(イ) 非住宅部分	
				A モデル建物法による場合	
				(A) 当該部分 1 件 <u>71,600円</u>	字句の改正
				の床面積の に つ	
				合 計 が 300 き	
				平方メート	
				ル未満のも	
				の	
				(B) 当該部分 1 件 <u>91,100円</u>	字句の改正
				の床面積の に つ	
				合 計 が 300 き	
				平方メート	
				ル 以 上	
				1,000 平方	
				メートル未	
				満のもの	
				(C) 当該部分 1 件 <u>119,000円</u>	字句の改正
				の床面積の に つ	
				合 計 が き	
				1,000 平方	
				メートル以	
				上 2,000 平	
				方メートル	
				未満のもの	
				(D) 当該部分 1 件 <u>193,000円</u>	字句の改正
				の床面積の に つ	
				合 計 が き	
				2,000 平方	
				メートル以	
				上 5,000 平	
				方メートル	
				未満のもの	
				(E) 当該部分 1 件 <u>253,000円</u>	字句の改正
				の床面積の に つ	

合 計 が き

5,000平方

メートル

以 上

10,000 平

方メート

ル未満の

もの

(F) 当該部分 1 件 260,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

10,000平方

メートル以

上25,000平

方メートル

未満のもの

(G) 当該部分 1 件 305,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

25,000平方

メートル以

上のもの

B 標準入力法等並びに省令第1

条第1項第1号ただし書及び第

10条第1号ただし書に規定する

国土交通大臣がエネルギー消費

性能を適切に評価できる方法と

認める方法による場合

(A) 当該部分 1 件 159,100円

の床面積の に つ

合計が300 き

平方メート

ル未満のも

の

				合 計 が き 5,000平方 メ ー ト ル 以 上 10,000 平 方メ ー ト ル未 満 の もの	
			(F)	当該部分 1 件 304,000円	字句の改正
				の床面積の に つ 合 計 が き 10,000平方 メ ー ト ル以 上25,000平 方メ ー ト ル 未 満 のもの	
			(G)	当該部分 1 件 357,000円	字句の改正
				の床面積の に つ 合 計 が き 25,000平方 メ ー ト ル以 上のもの	
			B	標準入力法等による場合	字句の削除
			(A)	当該部分 1 件 186,000円	字句の改正
				の床面積の に つ 合 計 が 300 き 平方メ ー ト ル未 満 のも の	

(B) 当該部分 1 件 199,200円

の床面積の に つ

合 計 が 300 き

平方メート

ル 以 上

1,000 平 方

メートル未

満のもの

(C) 当該部分 1 件 257,100円

の床面積の に つ

合 計 が き

1,000 平 方

メートル以

上 2,000 平

方メートル

未満のもの

(D) 当該部分 1 件 366,700円

の床面積の に つ

合 計 が き

2,000 平 方

メートル以

上 5,000 平

方メートル

未満のもの

(E) 当該部分 1 件 453,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

5,000 平 方

メートル以

上10,000平

方メートル

未満のもの

(F) 当該部分 1 件 535,000円

の床面積の に つ

				(B) 当該部分 1 件 <u>234,000円</u> の床面積の に つ 合 計 が 300 き 平方メート ル 以 上 1,000 平方 メートル未 満のもの	字句の改正
				(C) 当該部分 1 件 <u>301,000円</u> の床面積の に つ 合 計 が き 1,000 平方 メートル以 上 2,000 平 方メートル 未満のもの	字句の改正
				(D) 当該部分 1 件 <u>430,000円</u> の床面積の に つ 合 計 が き 2,000 平方 メートル以 上 5,000 平 方メートル 未満のもの	字句の改正
				(E) 当該部分 1 件 <u>531,000円</u> の床面積の に つ 合 計 が き 5,000 平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの	字句の改正
				(F) 当該部分 1 件 <u>627,000円</u> の床面積の に つ	字句の改正

			合 計 が き 10,000 平 方 メ ー ト ル 以 上 25,000 平 方 メ ー ト ル 未 満 の もの (G) 当該部分 1 件 <u>610,000円</u> の床面積の に つ 合 計 が き 25,000平方 メートル以 上のもの
103	建築物 のエネルギー 消費性 能の向 上等に 関する 法律第 41条第 2項の 規定に 基づく 建築物 エネルギー 消費性 能基準 に適合 している 旨の認	建築物エ ネルギー 消費性 能基準 に適合 している 旨の認 定申請 手数料	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次 に掲げる額。この場合において、共同住 宅の申請のときの手数料の額は、性能基 準又はフロア入力法によるときに限り住 戸部分の額に共用部分の額を加算した額 (ただし、共用部分が存在しないとき又 は共用部分を除くときは、当該共用部分 の額は加算しない。)とし、仕様基準又 は誘導仕様基準によるときに限り共用部 分の額を加算しない額とする。 (1) 申請に併せて建築物のエネルギー消 費性能の向上等に関する法律第2条第 1項第3号の建築物エネルギー消費性 能基準に適合していることを示す書類 として市長が定めるものが提出された 場合 ア 一戸建て住宅 1 件 <u>5,100円</u> に つ き イ ア以外の建築物

			合 計 が き 10,000 平 方メート ル 以 上 25,000 平 方メート ル未満の もの (G) 当該部分 1 件 <u>715,000円</u> の床面積の に つ 合 計 が き 25,000平方 メートル以 上のもの	字句の改正
<u>103</u>	<u>削除</u>			項の改正

定の申
請に対
する審
査

(7) 住宅部分

A 当該部分の 1 件 9,700円

床面積の合計に
つが300平方メ
きメートル未満
のもの

B 当該部分の 1 件 21,000円

床面積の合計に
つが300平方メ
きメートル以上
2,000平方メ
ートル未満の
もの

C 当該部分の 1 件 46,000円

床面積の合計に
つが2,000平方
きメートル以上
5,000平方メ
ートル未満の
もの

D 当該部分の 1 件 81,000円

床面積の合計に
つが5,000平方
きメートル以上
のもの

(4) 非住宅部分

A 当該部分の 1 件 9,700円

床面積の合計に
つが300平方メ
きメートル未満
のもの

B 当該部分の 1 件 16,700円

床面積の合計に
つが300平方メ
き

[illegible]

				<u>メートル以上</u> <u>1,000平方メ</u> <u>ートル未満</u> <u>のもの</u>	
			C	<u>当該部分の 1 件</u> <u>床面積の合計 に つ</u> <u>が 1,000 平方 き</u> <u>メートル以上</u> <u>2,000 平方メ</u> <u>ートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>27,100円</u>
			D	<u>当該部分の 1 件</u> <u>床面積の合計 に つ</u> <u>が 2,000 平方 き</u> <u>メートル以上</u> <u>5,000 平方メ</u> <u>ートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>80,400円</u>
			E	<u>当該部分の 1 件</u> <u>床面積の合計 に つ</u> <u>が 5,000 平方 き</u> <u>メートル以上</u> <u>10,000平方メ</u> <u>ートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>128,000円</u>
			F	<u>当該部分の 1 件</u> <u>床面積の合計 に つ</u> <u>が 10,000平方 き</u> <u>メートル以上</u> <u>25,000平方メ</u> <u>ートル未満の</u> <u>もの</u>	<u>161,000円</u>
			G	<u>当該部分の 1 件</u> <u>床面積の合計 に つ</u>	<u>201,000円</u>

[illegible]

が25,000平方 き

メートル以上

のもの

(2) (1)以外の場合

ア 一戸建て住宅

(7) 性能基準（省令第1条第1項第

2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基
準をいう。）による場合

A 当該住宅の 1 件 34,400円

床面積の合計 に つ

が200平方メ き

ートル未満の

もの

B 当該住宅の 1 件 38,400円

床面積の合計 に つ

が200平方メ き

ートル以上の

もの

(1) モデル住宅法（省令第1条第1

項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定め
る基準をいう。）、仕様基準（同
号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準
をいう。以下この項において同
じ。）又は誘導仕様基準による場
合

A 当該住宅の 1 件 17,700円

床面積の合計 に つ

が200平方メ き

ートル未満の

もの

B 当該住宅の 1 件 19,100円

床面積の合計 に つ

が200平方メ き

ートル以上の

[illegible]

もの

イ ア以外の建築物

(7) 住宅部分

A 性能基準（省令第1条第1項

第2号イ(1)及び同号ロ(1)又は同
項第3号に定める基準をい
う。）による場合

(A) 当該部分 1 件 69,100円

の床面積の に つ

合 計 が 300 き

平方メート

ル未満のも

の

(B) 当該部分 1 件 116,000円

の床面積の に つ

合 計 が 300 き

平方メート

ル 以 上

2,000 平方

メートル未

満のもの

(C) 当該部分 1 件 196,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

2,000 平方

メートル以

上 5,000 平

方メートル

未満のもの

(D) 当該部分 1 件 281,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

5,000平方

メートル以

[illegible]

上のもの

B フロア入力法（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。）、仕様基準又は誘導仕様基準による場合

(A) 当該部分 1 件 33,100円

の床面積の に つ

合 計 が 300 き

平方メート

ル未満のもの

の

(B) 当該部分 1 件 58,000円

の床面積の に つ

合 計 が 300 き

平方メート

ル 以 上

2,000 平方

メートル未

満のもの

(C) 当該部分 1 件 104,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

2,000 平方

メートル以

上 5,000 平

方メートル

未満のもの

(D) 当該部分 1 件 157,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

5,000 平方

メートル以

上のもの

(イ) 非住宅部分

[illegible]

A モデル建物法による場合

(A) 当該部分 1 件 87,100円

の床面積の に つ

合 計 が 300 き

平方メート

ル未満のも

の

(B) 当該部分 1 件 110,700円

の床面積の に つ

合 計 が 300 き

平方メート

ル 以 上

1,000 平方

メートル未

満のもの

(C) 当該部分 1 件 145,700円

の床面積の に つ

合 計 が き

1,000 平方

メートル以

上 2,000 平

方メートル

未満のもの

(D) 当該部分 1 件 235,700円

の床面積の に つ

合 計 が き

2,000 平方

メートル以

上 5,000 平

方メートル

未満のもの

(E) 当該部分 1 件 309,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

[illegible]

5,000平方

メートル以

上10,000平

方メートル

未満のもの

(F) 当該部分 1 件 371,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

10,000平方

メートル以

上25,000平

方メートル

未満のもの

(G) 当該部分 1 件 435,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

25,000平方

メートル以

上のもの

B 標準入力法等及び省令第1条

第1項第1号ただし書に規定す

る国土交通大臣がエネルギー消

費性能を適切に評価できる方法

と認める方法による場合

(A) 当該部分 1 件 227,100円

の床面積の に つ

合 計 が 300 き

平方メート

ル未満のも

の

(B) 当該部分 1 件 284,400円

の床面積の に つ

合 計 が 300 き

平方メート

[illegible]

ル 以 上

1,000平方

メートル

未満のも

の

(C) 当該部分 1 件 367,100円

の床面積の に つ

合 計 が き

1,000 平方

メートル以

上 2,000 平

方メートル

未満のもの

(D) 当該部分 1 件 523,700円

の床面積の に つ

合 計 が き

2,000 平方

メートル以

上 5,000 平

方メートル

未満のもの

(E) 当該部分 1 件 646,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

5,000 平方

メートル以

上10,000平

方メートル

未満のもの

(F) 当該部分 1 件 763,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

10,000平方

メートル以

[illegible]

			<u>上25,000平方メートル未満のもの</u> <u>(G) 当該部分 1 件 871,000円</u> <u>の床面積の につ</u> <u>合 計 が き</u> <u>25,000平方メートル以上のもの</u>
104	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更にして、 この証明手数料	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額。この場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有するときの手数料の額は当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算定した額とし、特定建築行為に該当する増築又は改築を行うときの手数料の額は当該増築又は改築に係る部分の床面積に応じて算出した額とする。 <u>(1) 建築物の非住宅部分の用途が工場等のみの場合</u> <u>ア 当該部分の床面 1 件 11,800円</u> <u>積の合計が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの</u> <u>イ 当該部分の床面 1 件 19,100円</u> <u>積の合計が1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの</u>

104	建築物 のエネルギー 消費性能の向 上等に関する 法律施行規則 第13条の規定 に基づく建築 物エネルギー 消費性能確保 計画の変更が 軽微な変更 に該当している ことの証明	建築物エ ネルギー 消費性能 確保計画 の変更が 軽微な変 更に該当 して いること の証明 手数料	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次 に掲げる額。この場合において、省令第 1条第1項第1号ただし書に規定する国 土交通大臣がエネルギー消費性能を適切 に評価できる方法と認める方法によって 非住宅部分が備えるべきエネルギー消費 性能を有することが確かめられた場合に おける手数料の額は(2)イ(ウ)Bに掲げる標 準入力法等による場合とみなして算出し た額とし、住戸の数が1である複合建築 物の住宅部分の手数料の額は(1)ア又は(2) アに掲げる額とし、複合建築物の非住宅 部分の用途が建築物のエネルギー消費性 能の向上等に関する法律施行令第4条に 規定する用途である場合における当該非 住宅部分の手数料の額は(2)イ(イ)に掲げる 工場等のみの場合とみなして算出した額 とする。 (1) 申請に併せて建築物のエネルギー消 費性能の向上等に関する法律施行規則 第5条に掲げる軽微な変更 ^に 該当して いることを示す書類として市長が定め るものが提出された場合 ア 一戸建て住宅 1 件 4,100円 に つ	項の改正

変更
に
該当
し
て
い
る
こ
の
証
明

ル未満のもの

ウ 当該部分の床面 1 件 56,400円

積の合計が2,000 に つ

平方メートル以上 き

5,000平方メート

ル未満のもの

エ 当該部分の床面 1 件 90,000円

積の合計が5,000 に つ

平方メートル以上 き

10,000平方メート

ル未満のもの

オ 当該部分の床面 1 件 113,000円

積の合計が10,000 に つ

平方メートル以上 き

25,000平方メート

ル未満のもの

カ 当該部分の床面 1 件 141,000円

積の合計が25,000 に つ

平方メートル以上 き

のもの

(2) 建築物の非住宅部分の用途が(1)以外

の場合

ア モデル建物法による場合

(7) 当該部分の床 1 件 77,600円

面積の合計が に つ

300平方メート き

ル以上1,000平

方メートル未満

のもの

(4) 当該部分の床 1 件 102,100円

面積の合計が に つ

1,000平方メー き

トル以上2,000

平方メートル未

き

イ ア以外の建築物

(7) 住宅部分

A 当該部分の 1 件 8,000円

床面積の合計 に つ

が 300 平方メ き

メートル未満の

もの

B 当該部分の 1 件 16,700円

床面積の合計 に つ

が 300 平方メ き

メートル以上

2,000 平方メ

メートル未満の

もの

C 当該部分の 1 件 37,000円

床面積の合計 に つ

が 2,000 平方 き

メートル以上

5,000 平方メ

メートル未満の

もの

D 当該部分の 1 件 66,500円

床面積の合計 に つ

が 5,000 平方 き

メートル以上

10,000 平方メ

メートル未満の

もの

E 当該部分の 1 件 83,500円

床面積の合計 に つ

が 10,000 平方 き

メートル以上

25,000 平方メ

満のもの

(ウ) 当該部分の床 1 件 165,100円

面積の合計が につ

2,000平方メー き

トル以上5,000

平方メートル未

満のもの

(エ) 当該部分の床 1 件 216,000円

面積の合計が につ

5,000平方メー き

トル以上10,000

平方メートル未

満のもの

(オ) 当該部分の床 1 件 260,000円

面積の合計が につ

10,000平方メー き

トル以上25,000

平方メートル未

満のもの

(カ) 当該部分の床 1 件 305,000円

面積の合計が につ

25,000平方メー き

トル以上のもの

イ 標準入力法等及び省令第1条第1

項第1号ただし書に規定する国土交

通大臣がエネルギー消費性能を適切

に評価できる方法と認める方法によ

る場合

(ア) 当該部分の床 1 件 199,200円

面積の合計が につ

300平方メート き

ル以上1,000平

方メートル未満

のもの

一トル未満の
もの

F 当該部分の 1 件 103,000円

床面積の合計 に つ
が 25,000平方 き
メートル以上
のもの

(イ) 非住宅部分

A 当該部分の 1 件 8,000円

床面積の合計 に つ
が 300平方メ き
一トル未満の
もの

B 当該部分の 1 件 13,800円

床面積の合計 に つ
が 300平方メ き
一トル以上
1,000平方メ
一トル未満の
もの

C 当該部分の 1 件 22,200円

床面積の合計 に つ
が 1,000平方 き
メートル以上
2,000平方メ
一トル未満の
もの

D 当該部分の 1 件 66,100円

床面積の合計 に つ
が 2,000平方 き
メートル以上
5,000平方メ
一トル未満の
もの

(イ) 当該部分の床 1 件 257,100円

面積の合計が につ

1,000平方メー き

トル以上2,000

平方メートル未

満のもの

(ウ) 当該部分の床 1 件 366,700円

面積の合計が につ

2,000平方メー き

トル以上5,000

平方メートル未

満のもの

(エ) 当該部分の床 1 件 453,000円

面積の合計が につ

5,000平方メー き

トル以上10,000

平方メートル未

満のもの

(オ) 当該部分の床 1 件 535,000円

面積の合計が につ

10,000平方メー き

トル以上25,000

平方メートル未

満のもの

(カ) 当該部分の床 1 件 610,000円

面積の合計が につ

25,000平方メー き

トル以上のもの

E 当該部分の 1 件 104,000円

床面積の合計 に つ
が 5,000 平方 き
メートル以上
10,000 平方メ
ートル未満の
もの

F 当該部分の 1 件 132,000円

床面積の合計 に つ
が 10,000 平方 き
メートル以上
25,000 平方メ
ートル未満の
もの

G 当該部分の 1 件 165,000円

床面積の合計 に つ
が 25,000 平方 き
メートル以上
のもの

(2) (1)以外の場合

ア 一戸建て住宅

(ア) 仕様基準又は誘導仕様基準によ
る場合

A 当該住宅の 1 件 14,300円

床面積の合計 に つ
が 200 平方メ き
ートル未満の
もの

B 当該住宅の 1 件 15,100円

床面積の合計 に つ
が 200 平方メ き
ートル以上の
もの

(イ) 仕様・計算併用法による場合

[illegible]

A 当該住宅の 1 件 21,100円

床面積の合計 につ
が 200 平方メ キ
ートル未満の
もの

B 当該住宅の 1 件 23,300円

床面積の合計 につ
が 200 平方メ キ
ートル以上の
もの

(ウ) 標準計算法による場合

A 当該住宅の 1 件 28,300円

床面積の合計 につ
が 200 平方メ キ
ートル未満の
もの

B 当該住宅の 1 件 31,500円

床面積の合計 につ
が 200 平方メ キ
ートル以上の
もの

イ ア以外の建築物

(ア) 住宅部分

A 仕様基準又は誘導仕様基準に
よる場合

(A) 当該部分 1 件 26,800円

の床面積の につ
合計が 300 キ
平方メート
ル未満のも
の

(B) 当該部分 1 件 46,500円

の床面積の につ
合計が 300 キ

[illegible]

平方メートル
以上
2,000平方
メートル未
満のもの

(C) 当該部分 1 件 84,800円

の床面積の につ

合 計 が き

2,000平方

メートル以

上 5,000平

方メートル

未満のもの

(D) 当該部分 1 件 127,000円

の床面積の につ

合 計 が き

5,000平方

メートル以

上のもの

B 仕様・計算併用法による場合

(A) 当該部分 1 件 42,000円

の床面積の につ

合 計 が 300 き

平方メートル

未満のもの

の

(B) 当該部分 1 件 70,500円

の床面積の につ

合 計 が 300 き

平方メートル

以上

2,000平方

メートル未

満のもの

[illegible]

(C) 当該部分 1 件 122,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

2,000 平方

メートル以

上 5,000 平

方メートル

未満のもの

(D) 当該部分 1 件 179,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

5,000 平方

メートル以

上10,000平

方メートル

未満のもの

(E) 当該部分 1 件 213,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

10,000平方

メートル以

上25,000平

方メートル

未満のもの

(F) 当該部分 1 件 248,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

25,000平方

メートル以

上のもの

C 標準計算法による場合

(A) 当該部分 1 件 56,800円

の床面積の に つ

合計が300 き

[illegible]

平方メートル未満のもの

(B) 当該部分 1 件 94,600円

の床面積の に つ

合 計 が 300 き

平方メートル

ル 以 上

2,000 平方

メートル未

満のもの

(C) 当該部分 1 件 161,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

2,000 平方

メートル以

上 5,000 平

方メートル

未満のもの

(D) 当該部分 1 件 231,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

5,000 平方

メートル以

上10,000平

方メートル

未満のもの

(E) 当該部分 1 件 273,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

10,000平方

メートル以

上25,000平

方メートル

[illegible]

未満のもの

(F) 当該部分 1 件 314,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

25,000平方

メートル以

上のもの

(4) 非住宅部分の用途が工場等のみ
の場合

A 当該部分の 1 件 8,000円

床面積の合計 に つ

が 300平方メ き

ートル未満の

もの

B 当該部分の 1 件 13,800円

床面積の合計 に つ

が 300平方メ き

ートル以上

1,000平方メ

ートル未満の

もの

C 当該部分の 1 件 22,200円

床面積の合計 に つ

が 1,000平方 き

メートル以上

2,000平方メ

ートル未満の

もの

D 当該部分の 1 件 66,100円

床面積の合計 に つ

が 2,000平方 き

メートル以上

5,000平方メ

ートル未満の

[illegible]

もの

E 当該部分の 1 件 104,000円

床面積の合計 に つ

が 5,000 平方 き

メートル以上

10,000平方メ

ートル未満の

もの

F 当該部分の 1 件 132,000円

床面積の合計 に つ

が 10,000平方 き

メートル以上

25,000平方メ

ートル未満の

もの

G 当該部分の 1 件 165,000円

床面積の合計 に つ

が 25,000平方 き

メートル以上

のもの

(ウ) (イ)以外の非住宅部分の場合

A モデル建物法による場合

(A) 当該部分 1 件 71,600円

の床面積の に つ

合計が 300 き

平方メート

ル未満のも

の

(B) 当該部分 1 件 91,100円

の床面積の に つ

合計が 300 き

平方メート

ル 以 上

1,000平方

[illegible]

メートル未

満のもの

(C) 当該部分 1 件 119,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

1,000 平方

メートル以

上 2,000 平

方メートル

未満のもの

(D) 当該部分 1 件 193,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

2,000 平方

メートル以

上 5,000 平

方メートル

未満のもの

(E) 当該部分 1 件 253,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

5,000 平方

メートル以

上10,000平

方メートル

未満のもの

(F) 当該部分 1 件 304,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

10,000平方

メートル以

上25,000平

方メートル

未満のもの

[illegible]

(G) 当該部分 1 件 357,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

25,000平方

メートル以

上のもの

B 標準入力法等による場合

(A) 当該部分 1 件 186,000円

の床面積の に つ

合 計 が 300 き

平方メート

ル未満のも

の

(B) 当該部分 1 件 234,000円

の床面積の に つ

合 計 が 300 き

平方メート

ル 以 上

1,000 平方

メートル未

満のもの

(C) 当該部分 1 件 301,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

1,000 平方

メートル以

上 2,000 平

方メートル

未満のもの

(D) 当該部分 1 件 430,000円

の床面積の に つ

合 計 が き

2,000平方

メートル以

105及び106 （略）			

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方公共団体システムの標準化を踏まえた固定資産課税台帳の閲覧に関する事務の見直し並びに脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の施行による建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成

			<u>上 5,000 平</u> <u>方メートル</u> <u>未満のもの</u> (E) <u>当該部分 1 件</u> <u>531,000円</u> <u>の床面積の に つ</u> <u>合 計 が き</u> <u>5,000 平方</u> <u>メートル以</u> <u>上10,000平</u> <u>方メートル</u> <u>未満のもの</u> (F) <u>当該部分 1 件</u> <u>627,000円</u> <u>の床面積の に つ</u> <u>合 計 が き</u> <u>10,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>上25,000平</u> <u>方メートル</u> <u>未満のもの</u> (G) <u>当該部分 1 件</u> <u>715,000円</u> <u>の床面積の に つ</u> <u>合 計 が き</u> <u>25,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>上のもの</u>	
105及び106	(略)			

27年法律第53号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正に伴い、
所要の改正をするものである。